資料№6

令和３年 11 月 26 日

# 令和４年度京都府職業訓練実施計画の策定に当たっての方針（案）

京都府
京都労働局
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
京都支部

## １　公共職業訓練（離職者訓練）

### (1) 施設内訓練

対象者数について、全国定員は前年度と同数の 24,000 人が見込まれており、うち「日本版デュアルシステム」は前年度と同数の 2,000 人が見込まれている。

令和４年度における京都府の対象者数は、前年度と同数の 728 人（京都府実施分 40 人、機構実施分 688 人）を見込んでおり、機構が実施する日本版デュアルシステムコースの定員は、前年同数の 78 人と見込んでいる。

訓練内容としては、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」における技能習得のための職業訓練を引き続き実施する。

なお、府立京都高等技術専門校及び機構では女性の活躍が見込まれる分野でのコース設定を継続する予定であり、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付訓練コースの設定を進める。また、府立福知山高等技術専門校のものづくり基礎科においては、女性や中高年の離職者等にも魅力あるカリキュラムを導入するなど、令和３年度に訓練内容のリニューアルを行っており、来年度も引き続き同内容で実施する。

### (2) 委託訓練

対象者数について、全国定員は前年度から 14,118 人減少の 121,169 人（長期高度人材育成コースは前年度から 2,200 人減少の 6,800 人）と見込まれる。

令和４年度における京都府の対象者数は、前年度から 198 人減の 1,839 人を見込んでいる。

訓練内容としては、国の重点施策である正規雇用化を目指す長期高度人材育成コースや、社会で標準的に求められるＩＴの基礎知識を習得する知識等習得訓練コースにおいては、継続して定員枠を確保する。

非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している者等が、

正社員就職を実現するために、国家資格等の取得を目指す長期間（1 年から２年間）の訓練である長期高度人材育成コースについては、昨年度に引き続き地域の訓練ニーズの高い介護福祉士や保育士、言語聴覚士、調理師を中心に、実施するとともに、正社員就職の可能性が高い資格を前提に３者で協議しながらコースを設定する。また、受講者が長期訓練の必要性を充分検討した上で応募できるよう、応募期間を設定する。

また、デジタル化の進展に対応するため、IT 分野の訓練コースを新たに設定する予定である。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、シフト制で働く方などが、シフトが減った中、仕事と訓練の受講を両立しやすいように、短期間・短時間の訓練設定など、人手不足分野をはじめ多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応したコースの充実等を検討しつつ、求職者支援訓練の分野別認定数と調整を図りながら、具体的なコース設定を行う。

また、感染症を契機とした新しい生活様式の定着や求人・求職者ニーズの変化に対応するため、e-ラーニングコース等オンラインを活用した訓練の実施についても検討を進める。

京都府北部においても、IT 人材の質的・量的な確保を図るため、オフィスソフト系の訓練カリキュラムに、IT パスポート試験を想定とした資格取得内容の追加を検討する。

２ 公共職業訓練（在職者訓練）

働き方改革を進めるため生産性向上や技術進歩等による業務の変化に対応する高度な専門知識や技術の習得をめざし、企業のニーズに応じたオーダーメイド型の在職者訓練を引き続き実施するとともに、在職中の障害者に対しても訓練を提供するなど、専門性の向上や定着につなげる。

また、機構においては、ニーズ調査の結果に応じてあらかじめ設定するレディメイド型及び個別企業等のニーズに応じて実施するオーダーメイド型の在職者訓練及び７０歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する。

３　障害者に対する能力開発

対象者数について、全国定員は前年度と同数の 6,730 人、そのうち委託訓練も前年度と同数の 3,800 人と見込まれる。

令和４年度における京都府の対象者数は、318 人（うち委託訓練 233 人）を見込んでいる。

施設内訓練においては、令和 3 年度に、IT やものづくりなどの技術系訓練の導入、精神障害のある方への訓練の拡充、訓練期間の変更等、新設やリニューアルを行ったコースを継続して実施する。

委託訓練における訓練内容としては、障害者の適性、能力、地域の雇用ニーズ等に対応した多様な訓練コースを設定し、特に就職に結びつきやすい「実践能力習得訓練コース」を前年度と同規模で継続的に実施するとともに、増加率が高い精神・発達障害者を対象とした訓練コースの設定を促進する。また、就職した障害者の技能向上につなげるため在職者訓練コースを継続して実施する。

また、訓練コースの拡充と並行して、３者連携により、受講者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用経験の乏しい企業を含めた就職先・訓練受託先の拡大に取り組む。

４　求職者支援訓練

全国においては、52,400 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模87,333 人を上限としており、認定定員のうち、5,000 人については、デジタル分野において設定するとしている。

令和４年度概算要求時における京都局の認定上限値は、前年度から 117 人増加の 1,688 人とされているが、そのうち３０２人とされている就職氷河期対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分については、人数の調整を図ることとする。

基礎コースと実践コースの割合は、基礎コース 40%程度、実践コース 60%程度とされているが、委託訓練のバランスを考えながら、また、実践コースのニーズ等を勘案して、基礎コースの割合を３者で検討する。

また、地域のニーズ枠についても、地域訓練協議会委員の意見等も尊重して、３者で検討する。

実践コースの全国共通分野（介護系・医療事務系・情報系）の割合は、介護系 20%程度、医療事務系 5%程度、情報系 10%程度を下限として設定を行うこととする。

新規参入枠は、基礎コース、実践コースともに上限値 30%として設定する。

また、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業者を安定した職業生活に移行させるため、当該者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を設定する。

５　地域における職業訓練の質の検証・改善会議

地域の関係機関の協働（地域コンソーシアム）による職業訓練コースの開発・検証事業で培ったノウハウを活用し、３者連携により、地域で実施している委託訓練が効果的なものとなるよう職業訓練の質の検証・改善を今年度中に実施し、令和４年度から改善したカリキュラムで実施する。

## ６　社会課題解決型の人材育成

国の第 11 次職業能力開発基本計画においては、進展するデジタル社会に対応した人材育成・能力開発を促進することとしている。また、京都府において策定を進めている第 11 次京都府職業能力開発計画についても同様の方針を盛り込んでいるところである。

こうした DX 人材の育成について、三者が役割分担や機能連携・強化により効果的な職業訓練を推進するとともに、共通の成果目標を設定するなど、三者が連携してその取り組み強化に努めるものとする。

# 令和4年度京都府地域職業訓練実施計画の策定に当たっての方針（案）【新旧対照表】

| | 令和３年度　策定に当たっての方針 | 令和４年度　策定に当たっての方針（案） |
|---|---|---|
| **１　公共職業訓練（離職者訓練）** | | |
| (1) 施設内訓練 | 対象者数について、全国定員は前年度から 1,000 人増加の 24,000 人が見込まれており、うち「日本版デュアルシステム」は前年度と同数の 2,000 人が見込まれている。<br>令和 3 年度における京都府の対象者数は、前年度から 55 人増加の 728 人（京都府実施分 40 人、機構実施分 688 人）を見込んでおり、機構が実施する日本版デュアルシステムコースの定員は、前年同数の 78 人と見込んでいる。<br>訓練内容としては、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」における技能習得のための職業訓練を引き続き実施する。<br>なお、府立京都高等技術専門校及び機構では女性の活躍が見込まれる分野でのコース設定を継続する予定であり、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付訓練コースの設定を進める。また、府立福知山高等技術専門校のものづくり基礎科においては、女性や中高年の離職者等にも魅力あるカリキュラムを導入するなど、訓練内容のリニューアルを予定している。 | 対象者数について、全国定員は前年度と同数の 24,000 人が見込まれており、うち「日本版デュアルシステム」は前年度と同数の 2,000 人が見込まれている。<br>令和 4 年度における京都府の対象者数は、前年度と同数の 728 人（京都府実施分 40 人、機構実施分 688 人）を見込んでおり、機構が実施する日本版デュアルシステムコースの定員は、前年同数の 78 人と見込んでいる。<br>訓練内容としては、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」における技能習得のための職業訓練を引き続き実施する。<br>なお、府立京都高等技術専門校及び機構では女性の活躍が見込まれる分野でのコース設定を継続する予定であり、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付訓練コースの設定を進める。また、府立福知山高等技術専門校のものづくり基礎科においては、女性や中高年の離職者等にも魅力あるカリキュラムを導入するなど、令和 3 年度に訓練内容のリニューアルを行っており、来年度も引き続き実施する。 |
| (2) 委託訓練 | 対象者数について、全国定員は前年度から 123 人増加の 135,287 人（長期高度人材育成コースは前年度から 18,000 人減少の 9,000 人）と見込まれる。<br>令和 3 年度における京都府の対象者数は、前年度から 181 人増の 2,037 人を見込んでいる。<br>訓練内容としては、国の重点施策である正規雇用化を目指す長期高度人材育成コースや、社会で標準的に求められるＩＴの基礎知識を習得するコースにおいては、前年度と同程度の定員枠を確保する。 | 対象者数について、全国定員は前年度から 14,118 人減少の 121,169 人（長期高度人材育成コースは前年度から 2,200 人減少の 6,800 人）と見込まれる。<br>令和 4 年度における京都府の対象者数は、前年度から 198 人減の 1,839 人を見込んでいる。<br>訓練内容としては、国の重点施策である正規雇用化を目指す長期高度人材育成コースや、社会で標準的に求められるＩＴの基礎知識を習得する知識等習得訓練コースにおいては、継続して定員枠を確保する。<br>非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している者等が、正社員就職を実現するために、国家資格等の取得を目指す長期間（１年から２年間）の訓練である長期高度人材育成コースについては、昨年 |

| | | |
|---|---|---|
| | また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業者都合により離職を余儀なくされた方への優先枠の設定や、人手不足分野をはじめ多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応したコースの充実等を検討しつつ、求職者支援訓練の分野別認定数と調整を図りながら、具体的なコース設定を行う。<br><br>さらに、感染症を契機とした新しい生活様式の定着や求人・求職者ニーズの変化に対応するため、e-ラーニングコース等オンラインを活用した訓練の実施についても検討を進める。<br>また、京都府北部の受託可能な訓練機関数や広範な人口エリア等、地域事情を考慮し、訓練コースの内容や時期等の調整を行う。 | 度に引続き地域の訓練ニーズの高い介護福祉士や保育士、言語聴覚士、調理師を中心に、実施するとともに、正社員就職の可能性が高い資格を前提に3者で協議しながらコースを設定する。また、受講者が長期訓練の必要性を充分検討した上で応募できるよう、応募期間を設定する。<br>また、デジタル化の進展に対応するため、IT分野の訓練コースを新たに設定する予定である。<br>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、シフト制で働く方などが、シフトが減った中、仕事と訓練の受講を両立しやすいように、短期間・短時間の訓練設定など、人手不足分野をはじめ多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応したコースの充実等を検討しつつ、求職者支援訓練の分野別認定数と調整を図りながら、具体的なコース設定を行う。<br>また、感染症を契機とした新しい生活様式の定着や求人・求職者ニーズの変化に対応するため、e-ラーニングコース等オンラインを活用した訓練の実施についても検討を進める。<br>京都府北部においても、IT人材の質的・量的な確保を図るため、オフィスソフト系の訓練カリキュラムに、IT パスポート試験を想定とした資格取得内容の追加を検討する。 |
| (3) 障害者に対する能力開発 | **令和4年度方針では「3　障害者に対する能力開発」へ変更** | |
| **旧の「2　求職者支援訓練」は新「4　求職者支援訓練」へ変更** | | |
| **2　公共職業訓練（在職者訓練）** | | |
| | 働き方改革を進めるため生産性向上や技術進歩等による業務の変化に対応する高度な専門知識や技術の習得をめざし、企業のニーズに応じたオーダーメイド型の在職者訓練を引き続き実施するとともに、在職中の障害者に対しても訓練を提供するなど、専門性の向上や定着につなげる。<br>また、機構においては、70歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する。 | 働き方改革を進めるため生産性向上や技術進歩等による業務の変化に対応する高度な専門知識や技術の習得をめざし、企業のニーズに応じたオーダーメイド型の在職者訓練を引き続き実施するとともに、在職中の障害者に対しても訓練を提供するなど、専門性の向上や定着につなげる。<br>また、機構においては、ニーズ調査の結果に応じてあらかじめ設定するレディメイド型及び個別企業等のニーズに応じて実施するオーダ |

| | | |
|---|---|---|
| | | ーメイド型の在職者訓練及び 70 歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する。 |
| 3　長期高度人材育成コース | | |
| | 非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している者等が、正社員就職を実現するために、国家資格等の取得を目指す長期間（1年から２年間）の訓練コースを昨年度に引き続き実施する。<br>訓練コースについては、昨年度に引続き地域の訓練ニーズの高い介護福祉士や保育士、言語聴覚士、調理師を中心に、実施するとともに、正社員就職の可能性が高い資格を前提に 3 者で協議しながらコースを設定する。<br>また、受講者が長期訓練の必要性を充分検討した上で応募できるよう、応募期間を設定する。 | **令和 4 年度方針では1(2)へ統合** |
| 3 障害者に対する能力開発 | | |
| | 対象者数について、全国定員は前年度から 100 人減少の 6,730 人、そのうち委託訓練は前年度から 50 人減少の 3,800 人と見込まれる。<br>令和 3 年度における京都府の対象者数は、318 人（うち委託訓練 233 人）を見込んでいる。<br>施設内訓練においては、訓練科の新設やリニューアルを予定しており、IT やものづくりなどの技術系訓練の導入、精神障害のある方への訓練の拡充、訓練期間の変更等を行う。<br>訓練内容としては、障害者の適性、能力、地域の雇用ニーズ等に対応した多様な委託訓練を設定し、特に就職に結びつきやすい「実践能力習得訓練コース」を前年度と同規模で継続的に実施するとともに、増加率が高い精神・発達障害者を対象とした訓練コースの設定を促進する。また、就職した障害者の技能向上につなげるため在職者訓練コースを継続して実施する。<br>また、訓練コースの拡充と並行して、３者連携により、受講者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用経験の乏しい企業を含めた就職先・訓練受託先の拡大に取り組む。 | 対象者数について、全国定員は前年度と同数の 6,730 人、そのうち委託訓練も前年度と同数の 3,800 人と見込まれる。<br>令和 4 年度における京都府の対象者数は、318 人（うち委託訓練 233 人）を見込んでいる。<br>施設内訓練においては、令和 3 年度に、IT やものづくりなどの技術系訓練の導入、精神障害のある方への訓練の拡充、訓練期間の変更等、新設やリニューアルを行ったコースを継続して実施する。<br>委託訓練における訓練内容としては、障害者の適性、能力、地域の雇用ニーズ等に対応した多様な訓練コースを設定し、特に就職に結びつきやすい「実践能力習得訓練コース」を前年度と同規模で継続的に実施するとともに、増加率が高い精神・発達障害者を対象とした訓練コースの設定を促進する。また、就職した障害者の技能向上につなげるため在職者訓練コースを継続して実施する。<br>また、訓練コースの拡充と並行して、３者連携により、受講者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用経験の乏しい企業を含めた就職先・訓練受託先の拡大に取り組む。 |

| | | |
|---|---|---|
| 旧の「4　公共職業訓練（在職者訓練）は新「2　公共職業訓練（在職者訓練）」へ変更 | | |
| 4　求職者支援訓練 | | |
| | 訓練規模・就職率目標について、全国定員は「予算編成過程において調整」とされており、具体的な数値が示されていない。<br><br>一方、令和3年度概算要求時における京都局の認定上限値は165人減少の1,571人（令和2年度当初：1,060人、第一次補正で676人拡充し、1,736人）とされているが、そのうち33人とされている就職氷河期対策実施分については、人数の調整を図ることとする。<br>基礎コースと実践コースの割合は50%程度とされているが、委託訓練のバランスを考えながら、また、実践コースのニーズ等を勘案して、基礎コースの割合を３者で検討する。<br>また、地域のニーズ枠についても、地域訓練協議会委員の意見等も参考にして、３者で検討する。<br>実践コースの全国共通分野（介護系・医療事務系・情報系）の割合は、介護系20%程度、医療事務系5%程度、情報系10%程度を下限として設定を行うこととする。<br>新規参入枠は、基礎コース、実践コースともに上限値30%として設定する。<br>また、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業者を安定した職業生活に移行させるため、当該者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を設定する。 | 全国においては、52,400人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模87,333人を上限としており、認定定員のうち、5,000人については、デジタル分野において設定するとしている。<br>令和4年度概算要求時における京都局の認定上限値は、前年度から117人増加の1,688人とされているが、そのうち302人とされている就職氷河期対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分については、人数の調整を図ることとする。<br>基礎コースと実践コースの割合は、基礎コース40%程度、実践コース60%程度とされているが、委託訓練のバランスを考えながら、また、実践コースのニーズ等を勘案して、基礎コースの割合を３者で検討する。<br>また、地域のニーズ枠についても、地域訓練協議会委員の意見等も尊重して、３者で検討する。<br>実践コースの全国共通分野（介護系・医療事務系・情報系）の割合は、介護系20%程度、医療事務系5%程度、情報系10%程度を下限として設定を行うこととする。<br>新規参入枠は、基礎コース、実践コースともに上限値30%として設定する。<br>また、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業者を安定した職業生活に移行させるため、当該者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を設定する。 |
| 5　地域における職業訓練の質の検証･改善会議 | | |
| | 地域の関係機関の協働（地域コンソーシアム）による職業訓練コースの開発・検証事業で培ったノウハウを活用し、３者連携により、地域で実施している委託訓練が効果的なものとなるよう職業訓練の質の検証・改善を今年度中に実施し、令和3年度から改善したカリキュラムで実施する。 | 地域の関係機関の協働（地域コンソーシアム）による職業訓練コースの開発・検証事業で培ったノウハウを活用し、３者連携により、地域で実施している委託訓練が効果的なものとなるよう職業訓練の質の検証・改善を今年度中に実施し、令和4年度から改善したカリキュラムで実施する。 |
| 6　その他→社会課題解決型の人材育成 | | |
| | （オンライン訓練の導入等）<br>令和２年５月に職業能力開発促進法施行規則が改正され、全ての訓練課程でオンライン訓練の実施が可能となった。これにより京都府及び機 | 国の第11次職業能力開発基本計画においては、進展するデジタル社会に対応した人材育成・能力開発を促進することとしている。また、京都府において策定を進めている第11次京都府職業能力開発計画につい |

| | | |
|---|---|---|
| | 構においてオンライン訓練に必要な設備の整備を行うとともに、導入に向けた効果的なオンライン訓練の方法・内容等について検討を行う。 | ても同様の方針を盛り込んでいるところである。<br>　こうしたDX人材の育成について、三者が役割分担や機能連携・強化により効果的な職業訓練を推進するとともに、共通の成果目標を設定するなど、三者が連携してその取り組み強化に努めるものとする。 |

資　料　1

# 令和４年度ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る概算要求について

※括弧内は令和3年度の予算額等

| | 要求額 | 訓練規模 |
|---|---|---|
| 公共職業訓練　（※1） | **約968億円**<br>**（約1，018億円）** | **約34．5万人**<br>**（約35．7万人）** |
| 離職者訓練 | ー | **15．5万人**<br>**（16．9万人）** |
| 施設内訓練 | 約623億円<br>（約635億円） | 約3．4万人<br>（約3．4万人） |
| 委託訓練 | 約345億円<br>（約384億円） | 約12．1万人<br>（約13．5万人） |
| 在職者訓練　（※2） | （※3） | **約16．9万人**<br>**（約16．7万人）** |
| 学卒者訓練 | （※3） | **約2．1万人**<br>**（約2．1万人）** |
| 障害者訓練 | **約55億円**<br>**（約56億円）** | **約0．7万人**<br>**（約0．7万人）** |
| 離職者訓練 | **約55億円**<br>**（約56億円）** | **約0．6万人**<br>**（約0．6万人）** |
| 施設内訓練 | 約40億円<br>（約42億円） | 約0．2万人<br>（約0．2万人） |
| 委託訓練 | 約15億円<br>（約14億円） | 約0．4万人<br>（約0．4万人） |

| | | |
|---|---|---|
| 在職者訓練 | ー | 約0．1万人<br>（約0．1万人） |
| 施設内訓練 | （※4） | 約0．1万人<br>（約0．1万人） |
| 委託訓練 | （※4） | 約0．03万人<br>（約0．02万人） |
| 求職者支援訓練 | 約117億円<br>（約115億円）<br>（求職者支援制度全体　約256億円<br>（252億円）） | 約5．2万人<br>（約5．1万人） |
| 公共職業訓練（離職者訓練）<br>＋<br>求職者支援訓練 | ー | 約20．7万人<br>（約22．0万人） |

※1　障害者訓練を除く。
※2　在職者訓練は、生産性向上訓練を含む。
※3　公共職業訓練のうち、離職者訓練（施設内訓練）、在職者訓練及び学卒者訓練の予算は切り分けができないため、
　予算額については、離職者訓練（施設内訓練）に含んで記載。
※4　障害者訓練のうち、在職者訓練の施設内訓練及び委託訓練の予算は切り分けができないため、
　予算額については、離職者訓練に含んで記載。

# ＩＴ分野における職業訓練コースの設定促進

○　ＤＸの進展が加速する中、高いスキルを持ったＩＴ人材の確保が重要な課題となっているが、国内のＩＴ人材は、2030 年までに45 万人が不足すると試算されており、そのスキルレベルも、「デジタル競争力ランキング」によると、６３か国中６２位と低迷している。また、ＩＴ人材は大都市圏に集中しており、地域偏在も課題となっている。

○　このため、ＩＴ人材の質的・量的な確保を図る観点から、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、ＩＴ分野の資格取得をめざす訓練コースについて訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを行うとともに、地域偏在の解消のため、同コースが設定されていない地域の場合には、さらに訓練委託費等を上乗せし、ＩＴ分野のコース設定の促進を図る。【令和６年度末までの時限措置】

## 事業概要

◆　ＩＴスキル標準（ITSS）レベル１以上（※１）に相当するＩＴ関係の資格をめざす訓練コースについて、資格取得率及び就職率が一定割合以上の場合、訓練実施機関に対する訓練委託費等を１人当たり月１万円上乗せする。また、同コースが設定されていない地域（※２）において、さらに１人当たり月１万円上乗せする。

（※１）OCJP Silver、LPICレベル１、PHP初級など

（※２）令和４年度対象予定地域　公共職業訓練　：20地域
求職者支援訓練：26地域

# 中小企業におけるDX人材育成の推進

・ 我が国におけるDXを推進するためには、ITを活用した業務改善やビジネス展開などに従事する人材の育成が不可欠。
・ 多くの中小企業では、大企業と比べDX化の取組みは進んでいない。
・ このため、全国の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）に中小企業等DX人材育成推進員を配置し、中小企業等の人材育成計画の作成等を支援するとともに、DXに対応した訓練を拡充する等により中小企業等のDXに対応するための人材育成を総合的に推進する。

## （1）中小企業等DX人材育成支援窓口の設置

生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援窓口」を設置し、中小企業等からの「デジタル対応に係る人材育成の悩み」等にかかる相談に対応。

## （2）中小企業等DX人材育成推進員の配置

生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員（非常勤）を配置　（100人　主要都市のセンター13カ所×2人、74カ所×1人）し、中小企業等のDXに対応するための人材育成を総合的に推進。

### ①中小企業等DX人材育成計画の作成支援

⇒（1）で相談等を受けた中小企業等のうち、希望する中小企業等に対して、DX人材育成計画（中長期）の作成を支援。
⇒経営・管理者層や従業員の役割・階層に応じて身に着けるべき知識や技術について整理。

### ②ニーズに応じた生産性向上支援訓練（DX関連）のカスタマイズ

⇒中小企業等DX人材育成支援窓口等で把握した個別企業のニーズ等を踏まえ、実際に個別企業での業務を想定した演習の追加など、受講希望企業と訓練実施機関との間に立ち調整。

### ③生産性向上支援訓練（DX関連）の実施機関の開拓

⇒（3）に対応するため、訓練実施機関の開拓を行う。

## （3）生産性向上支援訓練（DX関連）の拡充（2,000人分の訓練経費を計上）

生産性向上支援訓練（DX関連）の訓練機会を拡充（2, 000人）。

［訓練コースの例：クラウド活用入門、IoT活用によるビジネス展開、AI（人工知能）活用　等］

# 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、
- ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- 介護・障害福祉分野向け職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ
- 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度

等を実施する。

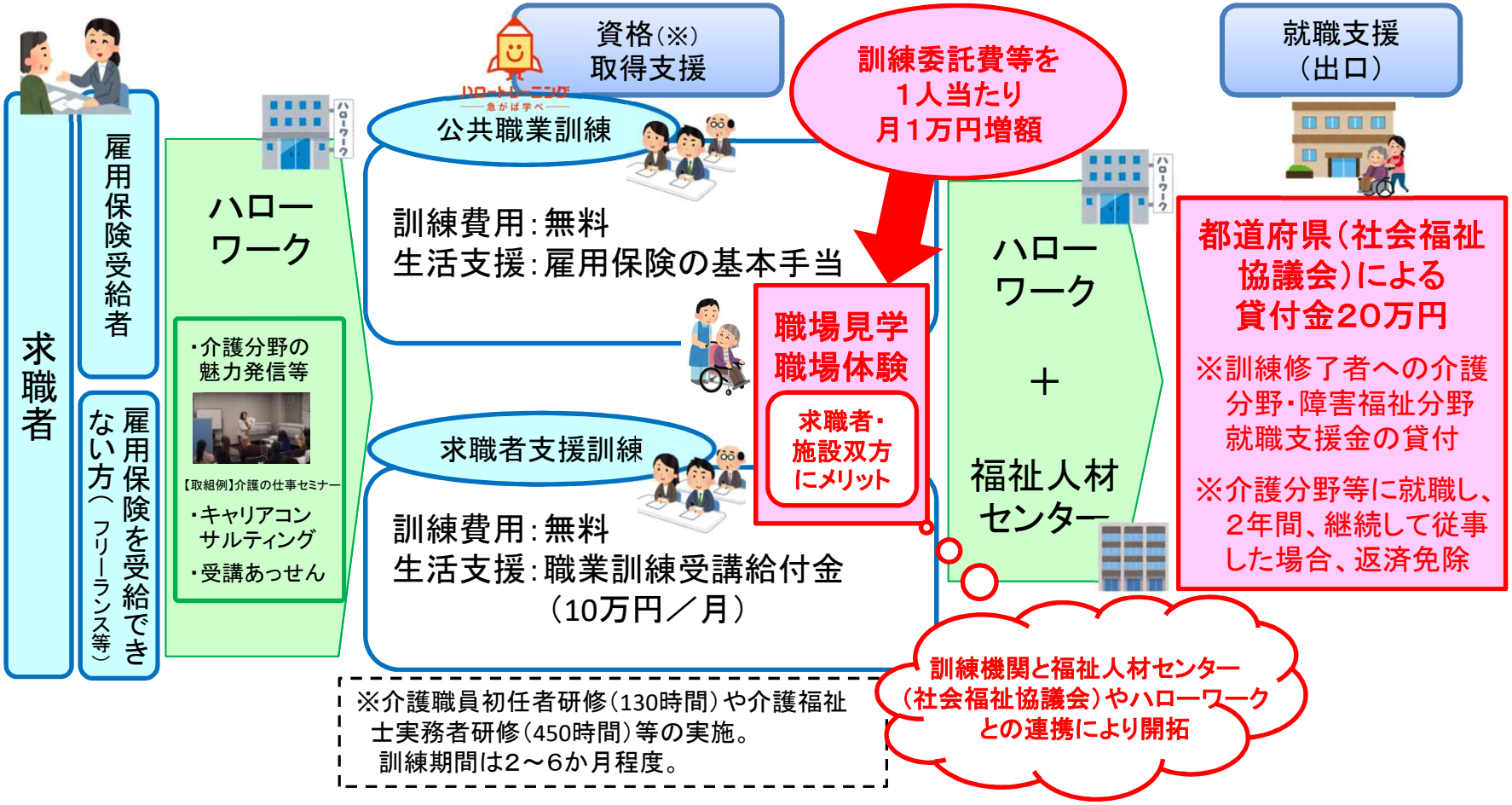

資料2

# ハロートレーニング（公的職業訓練）の実施状況
# （平成29年度～令和３年度実績）

※令和２・３年度実績については速報値であり、今後変動の可能性がある。

公的職業訓練（公共職業訓練・障害者訓練・求職者支援訓練）

# 令和３年度における実績

| | | | 入校者数（人） | 受講者数（人）※1 |
|---|---|---|---|---|
| 公共職業訓練 | 離職者訓練※2 | 計 | 34,655 | 51,061 |
| | | 施設内訓練 | 10,803 | 16,707 |
| | | 委託訓練 | 23,852 | 34,354 |
| | 在職者訓練 | | 41,303 | 41,303 |
| | 学卒者訓練 | | ― | ― |
| 障害者訓練 | 離職者訓練 | 計 | 1,576 | 1,834 |
| | | 施設内訓練 | 892 | 1,135 |
| | | 委託訓練 | 684 | 699 |
| | 在職者訓練 | 計 | 41 | 41 |
| | | 施設内訓練 | ― | ― |
| | | 委託訓練 | 41 | 41 |
| 求職者支援訓練 | 基礎コース | | 1,949※3 | |
| | 実践コース | | 6,991※3 | |

（注）職業訓練及び求職者支援訓練は令和3年7月までに開始したコース、障害者訓練は令和3年6月までに開始したコースの実績。

※1 受講者数は当該年度在校者（入校者＋年度繰越）。

※2 都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県費による委託訓練の実績を含む。

※3 求職者支援訓練においては年度繰越者をカウントしていないため入校者を「受講者」として整理。以下本資料において同じ。

**公的職業訓練**
**（公共職業訓練・求職者支援訓練）**

# 足下の受講状況

| | 令和3年度<br>目標 | 令和2年度<br>実績 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共職業訓練<br>（離職者訓練） | 150,000 | 86,429 | 受講者数 | 10,224 | 6,996 | 8,337 | 9,098 | 34,655 |
| | | | 前年同期比 | −0.6% | 45.8% | 3.7% | 4.0% | 8.7% |
| 求職者支援訓練 | 50,000 | 23,734 | 受講者数 | 2,444 | 2,190 | 2,634 | 1,672 | 8,940 |
| | | | 前年同期比 | 43.3% | 54.0% | 60.2% | −13.5% | 33.4% |

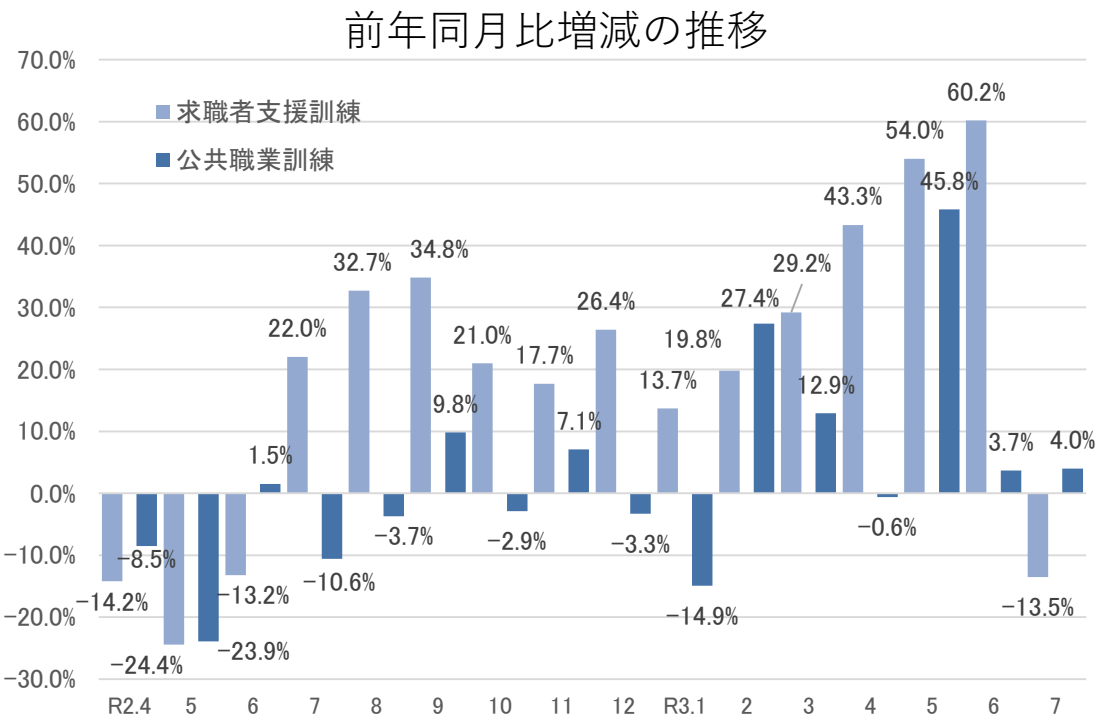


資2-3

公共職業訓練
（離職者訓練）

# 受講状況

| | | 訓練定員 | 受講者数 | 充足率 |
|---|---|---|---|---|
| 平成29年度 | 合計 | 118,115 | 112,306 | 80.0% |
| | 施設内訓練 | 35,382 | 34,603 | 80.1% |
| | 委託訓練 | 82,733 | 77,703 | 80.0% |
| 平成30年度 | 合計 | 115,334 | 106,376 | 78.4% |
| | 施設内訓練 | 34,249 | 33,230 | 79.1% |
| | 委託訓練 | 81,085 | 73,146 | 78.1% |
| 令和元年度 | 合計 | 111,082 | 104,255 | 79.4% |
| | 施設内訓練 | 32,524 | 32,568 | 81.4% |
| | 委託訓練 | 78,558 | 71,687 | 78.6% |
| 令和2年度 | 合計 | 107,372 | 100,773 | 78.9% |
| | 施設内訓練 | 31,168 | 31,388 | 81.0% |
| | 委託訓練 | 76,204 | 69,385 | 78.0% |
| 令和3年度 | 合計 | 44,777 | 51,061 | 77.4% |
| | 施設内訓練 | 14,738 | 16,707 | 73.3% |
| | 委託訓練 | 30,039 | 34,354 | 79.4% |

※　令和3年度は令和3年7月末までに開始したコースの実績。

※　受講者数は前年度繰越者と当該年度入校者数の合計。

※　充足率は受講者数のうち当該年度入校者数を訓練定員で除して算出。

※　都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県費による委託訓練の実績を含む。

公共職業訓練
（離職者訓練）

# 受講者数（令和２年度都道府県別実績）

| | 合計 | | | 高齢・障害・求職者雇用支援機構 | | | 都道府県 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 施設内 | 委託 | 計 | 施設内 | 委託 | 計 | 施設内 | 委託 |
| 北海道 | 4,338 | 1,363 | 2,975 | 1,363 | 1,363 | 0 | 2,975 | 0 | 2,975 |
| 青森県 | 1,509 | 364 | 1,145 | 336 | 336 | 0 | 1,173 | 28 | 1,145 |
| 岩手県 | 1,552 | 406 | 1,146 | 406 | 406 | 0 | 1,146 | 0 | 1,146 |
| 宮城県 | 1,773 | 731 | 1,042 | 716 | 716 | 0 | 1,057 | 15 | 1,042 |
| 秋田県 | 1,241 | 400 | 841 | 375 | 375 | 0 | 866 | 25 | 841 |
| 山形県 | 867 | 263 | 604 | 254 | 254 | 0 | 613 | 9 | 604 |
| 福島県 | 2,100 | 755 | 1,345 | 755 | 755 | 0 | 1,345 | 0 | 1,345 |
| 茨城県 | 1,476 | 462 | 1,014 | 424 | 424 | 0 | 1,052 | 38 | 1,014 |
| 栃木県 | 1,696 | 743 | 953 | 666 | 666 | 0 | 1,030 | 77 | 953 |
| 群馬県 | 1,200 | 467 | 733 | 460 | 460 | 0 | 740 | 7 | 733 |
| 埼玉県 | 6,069 | 848 | 5,221 | 667 | 667 | 0 | 5,402 | 181 | 5,221 |
| 千葉県 | 4,240 | 1,160 | 3,080 | 1,059 | 1,059 | 0 | 3,181 | 101 | 3,080 |
| 東京都 | 7,470 | 1,914 | 5,556 | 0 | 0 | 0 | 7,470 | 1,914 | 5,556 |
| 神奈川県 | 3,143 | 1,321 | 1,822 | 738 | 738 | 0 | 2,405 | 583 | 1,822 |
| 新潟県 | 2,480 | 594 | 1,886 | 355 | 355 | 0 | 2,125 | 239 | 1,886 |
| 富山県 | 1,028 | 579 | 449 | 337 | 337 | 0 | 691 | 242 | 449 |
| 石川県 | 1,780 | 459 | 1,321 | 332 | 332 | 0 | 1,448 | 127 | 1,321 |
| 福井県 | 741 | 315 | 426 | 255 | 255 | 0 | 486 | 60 | 426 |
| 山梨県 | 791 | 409 | 382 | 362 | 362 | 0 | 429 | 47 | 382 |
| 長野県 | 1,658 | 633 | 1,025 | 588 | 588 | 0 | 1,070 | 45 | 1,025 |
| 岐阜県 | 1,213 | 279 | 934 | 261 | 261 | 0 | 952 | 18 | 934 |
| 静岡県 | 1,771 | 642 | 1,129 | 555 | 555 | 0 | 1,216 | 87 | 1,129 |
| 愛知県 | 5,092 | 1,093 | 3,999 | 757 | 757 | 0 | 4,335 | 336 | 3,999 |
| 三重県 | 1,515 | 802 | 713 | 656 | 656 | 0 | 859 | 146 | 713 |
| 滋賀県 | 1,595 | 552 | 1,043 | 410 | 410 | 0 | 1,185 | 142 | 1,043 |
| 京都府 | 2,130 | 777 | 1,353 | 752 | 752 | 0 | 1,378 | 25 | 1,353 |
| 大阪府 | 4,888 | 781 | 4,107 | 567 | 567 | 0 | 4,321 | 214 | 4,107 |
| 兵庫県 | 3,891 | 1,306 | 2,585 | 1,073 | 1,073 | 0 | 2,818 | 233 | 2,585 |
| 奈良県 | 1,368 | 526 | 842 | 434 | 434 | 0 | 934 | 92 | 842 |
| 和歌山県 | 921 | 344 | 577 | 344 | 344 | 0 | 577 | 0 | 577 |
| 鳥取県 | 1,186 | 600 | 586 | 591 | 591 | 0 | 595 | 9 | 586 |
| 島根県 | 890 | 454 | 436 | 415 | 415 | 0 | 475 | 39 | 436 |
| 岡山県 | 1,451 | 552 | 899 | 467 | 467 | 0 | 984 | 85 | 899 |
| 広島県 | 2,016 | 781 | 1,235 | 685 | 685 | 0 | 1,331 | 96 | 1,235 |
| 山口県 | 1,423 | 403 | 1,020 | 261 | 261 | 0 | 1,162 | 142 | 1,020 |
| 徳島県 | 884 | 397 | 487 | 328 | 328 | 0 | 556 | 69 | 487 |
| 香川県 | 986 | 567 | 419 | 330 | 330 | 0 | 656 | 237 | 419 |
| 愛媛県 | 1,073 | 444 | 629 | 398 | 398 | 0 | 675 | 46 | 629 |
| 高知県 | 930 | 330 | 600 | 310 | 310 | 0 | 620 | 20 | 600 |
| 福岡県 | 6,121 | 1,482 | 4,639 | 896 | 896 | 0 | 5,225 | 586 | 4,639 |
| 佐賀県 | 1,057 | 372 | 685 | 372 | 372 | 0 | 685 | 0 | 685 |
| 長崎県 | 2,166 | 603 | 1,563 | 597 | 597 | 0 | 1,569 | 6 | 1,563 |
| 熊本県 | 2,230 | 872 | 1,358 | 872 | 872 | 0 | 1,358 | 0 | 1,358 |
| 大分県 | 1,497 | 445 | 1,052 | 411 | 411 | 0 | 1,086 | 34 | 1,052 |
| 宮崎県 | 1,608 | 769 | 839 | 763 | 763 | 0 | 845 | 6 | 839 |
| 鹿児島県 | 2,104 | 409 | 1,695 | 409 | 409 | 0 | 1,695 | 0 | 1,695 |
| 沖縄県 | 1,615 | 620 | 995 | 493 | 493 | 0 | 1,122 | 127 | 995 |
| 合　計 | 100,773 | 31,388 | 69,385 | 24,855 | 24,855 | 0 | 75,918 | 6,533 | 69,385 |
| H30合計 | 106,376 | 33,230 | 73,146 | 26,350 | 26,350 | 0 | 80,026 | 6,880 | 73,146 |
| R1合計 | 104,255 | 32,568 | 71,687 | 25,933 | 25,933 | 0 | 78,322 | 6,635 | 71,687 |

※　都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県費による委託訓練の実績を含む。

公共職業訓練
（離職者訓練）

# 就職状況

| | | コース数 | 受講者数 | 就職理由以外の中退者数 | ①<br>就職理由中退者数 | ②<br>修了者数 | ③<br>就職者数 | 就職率<br>（①＋③）<br>／（①＋②） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年度 | 施設内訓練 | 2,776 | 34,603 | 1,614 | 3,890 | 20,643 | 17,488 | 87.1% |
| | 委託訓練 | 5,329 | 77,703 | 3,276 | 4,220 | 60,461 | 44,216 | 74.9% |
| 平成30年度 | 施設内訓練 | 2,756 | 33,230 | 1,481 | 3,421 | 19,775 | 16,713 | 86.8% |
| | 委託訓練 | 5,234 | 73,146 | 3,172 | 3,829 | 56,232 | 41,254 | 75.1% |
| 令和元年度 | 施設内訓練 | 2,715 | 32,568 | 1,422 | 2,954 | 19,437 | 15,906 | 84.2% |
| | 委託訓練 | 5,277 | 76,149 | 2,963 | 3,408 | 54,944 | 38,756 | 72.3% |
| 令和２年度 | 施設内訓練 | 2,632 | 31,388 | 1,444 | 3,190 | 17,766 | 14,282 | 83.4% |
| | 委託訓練 | 5,341 | 69,385 | 3,225 | 3,452 | 52,181 | 36,565 | 71.9% |
| 令和３年度 | 施設内訓練 | － | － | － | － | － | － | － |
| | 委託訓練 | － | － | － | － | － | － | － |

※　当該年度に訓練を修了した者の3か月後の就職状況。

※　都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県費による委託訓練の実績を含む。

（参考）平成28年度までの事業目標：就職率　〔施設内訓練〕80%　〔委託訓練〕70%

平成29年度以降の事業目標：就職率　〔施設内訓練〕80%　〔委託訓練〕75%

公共職業訓練
（離職者訓練）

# 就職率（令和２年度都道府県別）

| | 施設内訓練 | | | 委託訓練 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | 機構 | 都道府県 | 合計 | 機構 | 都道府県 |
| 北海道 | 87.1% | 87.1% | － | 68.6% | － | 68.6% |
| 青森県 | 85.1% | 83.6% | 96.4% | 79.2% | － | 79.2% |
| 岩手県 | 87.8% | 87.8% | － | 74.2% | － | 74.2% |
| 宮城県 | 81.6% | 81.7% | 78.6% | 76.6% | － | 76.6% |
| 秋田県 | 83.3% | 83.3% | 83.3% | 70.1% | － | 70.1% |
| 山形県 | 84.5% | 83.6% | 100.0% | 68.6% | － | 68.6% |
| 福島県 | 83.6% | 83.6% | － | 76.6% | － | 76.6% |
| 茨城県 | 76.1% | 73.5% | 100.0% | 64.7% | － | 64.7% |
| 栃木県 | 78.6% | 82.2% | 57.5% | 73.0% | － | 73.0% |
| 群馬県 | 83.4% | 83.3% | 85.7% | 78.3% | － | 78.3% |
| 埼玉県 | 83.0% | 84.0% | 80.2% | 68.7% | － | 68.7% |
| 千葉県 | 83.6% | 83.2% | 86.3% | 70.7% | － | 70.7% |
| 東京都 | 76.5% | | 76.5% | 50.4% | － | 50.4% |
| 神奈川県 | 78.9% | 79.5% | 78.4% | 70.6% | － | 70.6% |
| 新潟県 | 80.7% | 80.1% | 81.6% | 74.9% | － | 74.9% |
| 富山県 | 79.2% | 83.6% | 75.2% | 78.1% | － | 78.1% |
| 石川県 | 75.8% | 78.1% | 71.8% | 75.3% | － | 75.3% |
| 福井県 | 81.3% | 85.0% | 73.3% | 80.6% | － | 80.6% |
| 山梨県 | 81.7% | 83.5% | 71.7% | 74.6% | － | 74.6% |
| 長野県 | 87.1% | 87.3% | 86.0% | 74.2% | － | 74.2% |
| 岐阜県 | 85.0% | 84.6% | 90.9% | 78.0% | － | 78.0% |
| 静岡県 | 87.0% | 87.7% | 83.8% | 71.8% | － | 71.8% |
| 愛知県 | 85.2% | 86.6% | 83.2% | 73.8% | － | 73.8% |
| 三重県 | 79.6% | 85.3% | 57.5% | 77.2% | － | 77.2% |
| 滋賀県 | 75.2% | 74.7% | 76.5% | 71.7% | － | 71.7% |

| | 施設内訓練 | | | 委託訓練 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | 機構 | 都道府県 | 合計 | 機構 | 都道府県 |
| 京都府 | 81.7% | 81.0% | 100.0% | 75.8% | － | 75.8% |
| 大阪府 | 86.8% | 83.2% | 92.1% | 78.5% | － | 78.5% |
| 兵庫県 | 84.6% | 85.2% | 83.0% | 76.2% | － | 76.2% |
| 奈良県 | 81.7% | 79.9% | 86.9% | 83.2% | － | 83.2% |
| 和歌山県 | 80.9% | 80.9% | － | 61.8% | － | 61.8% |
| 鳥取県 | 88.1% | 88.3% | 77.8% | 78.8% | － | 78.8% |
| 島根県 | 83.9% | 83.9% | 83.9% | 76.4% | － | 76.4% |
| 岡山県 | 85.3% | 83.6% | 91.1% | 64.5% | － | 64.5% |
| 広島県 | 87.8% | 91.4% | 73.3% | 73.8% | － | 73.8% |
| 山口県 | 88.9% | 91.0% | 86.0% | 65.9% | － | 65.9% |
| 徳島県 | 86.0% | 87.1% | 82.8% | 80.8% | － | 80.8% |
| 香川県 | 80.1% | 83.0% | 77.5% | 70.3% | － | 70.3% |
| 愛媛県 | 84.8% | 85.7% | 79.1% | 79.3% | － | 79.3% |
| 高知県 | 84.1% | 85.3% | 68.4% | 77.9% | － | 77.9% |
| 福岡県 | 81.7% | 80.3% | 83.3% | 71.7% | － | 71.7% |
| 佐賀県 | 85.8% | 85.8% | － | 79.9% | － | 79.9% |
| 長崎県 | 88.1% | 87.9% | 100.0% | 77.8% | － | 77.8% |
| 熊本県 | 92.8% | 92.8% | － | 72.7% | － | 72.7% |
| 大分県 | 89.7% | 89.1% | 93.9% | 82.9% | － | 82.9% |
| 宮崎県 | 88.9% | 89.0% | 83.3% | 82.2% | － | 82.2% |
| 鹿児島県 | 89.1% | 89.1% | － | 79.0% | － | 79.0% |
| 沖縄県 | 88.8% | 86.7% | 95.4% | 81.5% | － | 81.5% |
| 合　計 | 83.4% | 84.7% | 79.7% | 71.9% | － | 71.9% |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H30合計 | 86.8% | 87.5% | 84.7% | 75.1% | － | 75.1% |
| R1合計 | 84.2% | 85.5% | 80.3% | 72.3% | － | 72.3% |

※　都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県費による委託訓練の実績を含む。

公共職業訓練
（離職者訓練）

# 受講者数・就職率（令和２年度分野別）

| 分野 | 受講者数（合計） | 施設内訓練 | | | | | | 委託訓練 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計 | | 高齢・障害・求職者雇用支援機構 | | 都道府県 | | 合計 | | 高齢・障害・求職者雇用支援機構 | | 都道府県 | |
| | | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 |
| 農業・林業系 | 918人 | 561人 | 88.2% | － | － | 561人 | 88.2% | 357人 | 75.0% | － | － | 357人 | 75.0% |
| 建設系 | 5,799人 | 5,420人 | 83.5% | 4,418人 | 86.0% | 1,002人 | 74.2% | 379人 | 62.5% | － | － | 379人 | 62.5% |
| 製造系 | 11,242人 | 11,106人 | 82.9% | 9,729人 | 83.4% | 1,377人 | 80.1% | 136人 | 63.3% | － | － | 136人 | 63.3% |
| 事務系 | 28,914人 | 657人 | 89.9% | 467人 | 91.9% | 190人 | 85.9% | 28,257人 | 72.1% | － | － | 28,257人 | 72.1% |
| 情報系 | 22,347人 | 305人 | 77.5% | － | － | 305人 | 77.5% | 22,042人 | 68.0% | － | － | 22,042人 | 68.0% |
| サービス系 | 13,317人 | 9,127人 | 84.1% | 7,263人 | 85.1% | 1,864人 | 80.8% | 4,190人 | 61.9% | － | － | 4,190人 | 61.9% |
| 介護系 | 13,915人 | 891人 | 83.8% | － | － | 891人 | 83.8% | 13,024人 | 83.6% | － | － | 13,024人 | 83.6% |
| その他 | 4,321人 | 3,321人 | 60.8% | 2,978人 | － | 343人 | 60.8% | 1,000人 | 67.6% | － | － | 1,000人 | 67.6% |
| 総計 | 100,773人 | 31,388人 | 83.4% | 24,855人 | 84.7% | 6,533人 | 79.7% | 69,385人 | 71.9% | － | － | 69,385人 | 71.9% |

※　就職率は、令和3年3月末までに訓練を修了した者の3か月後の就職状況。

※　高齢・障害・求職者雇用支援機構の実施する施設内訓練のうち、「その他」分野の橋渡し訓練については、他の職業訓練を連続して受講するため、受講者数のみ計上。

※　都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県費による委託訓練の実績を含む。

※　「雇用期間の定めのない就職者数」とは、正社員就職者数並びにパート・アルバイト及び派遣社員で雇用期間の定めの無い就職者数を計上。

公共職業訓練
（離職者訓練）

# 長期高度人材育成コース 実施状況

| | コース数 | 受講者数 | 就職率 |
|---|---|---|---|
| 平成29年度 | 583 | 4,123 | 90.7% |
| 平成30年度 | 716 | 4,278 | 90.1% |
| 令和元年度 | 874 | 4,550 | 86.3% |
| 令和２年度 | 1,000 | 5,198 | 88.7% |
| 令和３年度 | 972 | 5,218 | ー |

※ 令和3年度は令和3年7月末までに開始したコースの実績。

※ 受講者数は前年度繰越者と当該年度入校者数の合計。

※ 都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県費による委託訓練の実績を含む。

※ 平成29年度は資格取得コースの実績。平成30年度に長期高度人材育成コースへ制度変更。

公共職業訓練
（離職者訓練）

# 長期高度人材育成コース 実施状況（令和２年度分野別）

| 分野 | コース数 | 受講者数 | 就職率 |
|---|---|---|---|
| 製造系 | 10 | 18 | 85.7% |
| 建設系 | 8 | 14 | 87.5% |
| 事務系 | 47 | 175 | 78.9% |
| 介護系 | 322 | 1,413 | 90.3% |
| 保育系 | 273 | 1,937 | 92.1% |
| その他社会福祉系 | 59 | 410 | 90.8% |
| サービス系 | 80 | 231 | 88.8% |
| 調理系 | 82 | 419 | 81.6% |
| 保健医療系 | 15 | 74 | 88.9% |
| 情報系 | 72 | 419 | 75.9% |
| その他 | 32 | 88 | 78.4% |
| 合計 | 1,000 | 5,198 | 88.7% |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和元年度合計 | 874 | 4,550 | 86.3% |

公共職業訓練
（離職者訓練）

# オンライン訓練の実施状況

| | | 設定コース数 | 受講者数 |
|---|---|---|---|
| 令和２年度 | 同時双方向型 | 668 | 4,582 |
| | 施設内訓練 | 29 | 356 |
| | 委託訓練 | 639 | 4,226 |
| | オンデマンド型 | 21 | 95 |
| 令和３年度 | 同時双方向型 | 134 | 1,594 |
| | 施設内訓練 | 107 | 1,190 |
| | 委託訓練 | 27 | 404 |
| | オンデマンド型 | 8 | 27 |

（注1） 令和2年5月から同時双方向型の実施を可能とした。
令和2年度は、当該年度中にオンライン訓練を実施した訓練コースの実績。
令和3年度は、令和3年4月から7月末までに終了した訓練コースのうち、オンライン訓練を実施した訓練コースの実績。
（参考）令和3年4月に開始した長期人材育成コースにおけるオンライン訓練の実績（見込み含む）は、348コース、1,749人。

（注2） オンデマンド型（eラーニングコース）については、委託訓練において、育児・介護等で外出が制限される者や、離島居住者等の通所可能範囲に訓練実施機関が存在しない者を対象に実施してきたが、令和3年4月から対象者にシフト制労働者等を追加した。
令和2年度は、当該年度中に開始したeラーニングコースの実績。
令和3年度は、令和3年4月から7月末までに開始したeラーニングコースの実績。

## （コース例）

**Webクラウドエンジニア科、 Webサイト制作科、**

**経理実務科、医療事務・医事コンピュータ・調剤事務科　等**

公共職業訓練
（離職者訓練）

# 特例措置の実施状況（令和３年度）

| | 設定コース数 | | 設定定員数 | | 受講者数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **介護コース** | 225 | 100.0% | 4,109 | 100.0% | 2,583 | 100.0% |
| うち介護パッケージ | 38 | 16.9% | 656 | 16.0% | 427 | 16.5% |
| **短期間・短時間コース** | 162 | 100.0% | 2,557 | 100.0% | 1,588 | 100.0% |
| 短期間・短時間 | 20 | 12.3% | 200 | 7.8% | 89 | 5.6% |
| 短期間 | 86 | 53.1% | 1,362 | 53.3% | 902 | 56.8% |
| 短時間 | 56 | 34.6% | 995 | 38.9% | 597 | 37.6% |
| **短期間コース内訳** | 106 | 100.0% | 1,562 | 100.0% | 991 | 100.0% |
| ２週間以上１か月未満 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| １か月以上２か月未満 | 13 | 12.3% | 158 | 10.1% | 90 | 9.1% |
| ２か月以上３か月未満 | 93 | 87.7% | 1,404 | 89.9% | 901 | 90.9% |
| **短時間コース内訳** | 76 | 100.0% | 1,195 | 100.0% | 686 | 100.0% |
| 60時間以上80時間未満 | 35 | 46.1% | 579 | 48.5% | 175 | 25.5% |
| 80時間以上100時間未満 | 41 | 53.9% | 616 | 51.5% | 511 | 74.5% |

※　令和3年7月末までに開始したコースの実績。

公共職業訓練
（在職者訓練）

# 実施状況

| | 合計 | 機構 | | 都道府県 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 受講者数 | 訓練定員 | 受講者数 | 訓練定員 | 受講者数 |
| 平成29年度 | 116,938 | 93,391 | 65,309 | 69,037 | 51,629 |
| 平成30年度 | 121,406 | 98,538 | 70,085 | 67,419 | 51,321 |
| 令和元年度 | 120,604 | 97,614 | 70,460 | 64,778 | 50,144 |
| 令和２年度 | 70,860 | 69,268 | 41,409 | 42,577 | 29,451 |
| 令和３年度 | 41,303 | 35,748 | 24,541 | 21,856 | 16,762 |

※　令和3年度は、令和3年7月末までの実績。

**公共職業訓練**
**（学卒者訓練）**

# 実施状況

| | | 合計 | | 機構 | | 都道府県 | | 合計 | 機構 | 都道府県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 訓練定員 | 在学者数 | 訓練定員 | 在学者数 | 訓練定員 | 在学者数 | 就職率 | 就職率 | 就職率 |
| 平成29年度 | 合計 | 13,226 | 17,418 | 2,868 | 5,687 | 10,358 | 11,731 | 96.8% | 99.6% | 96.0% |
| | 専門課程 | 3,423 | 5,955 | 1,963 | 3,875 | 1,460 | 2,080 | 99.4% | 99.4% | 99.3% |
| | 応用課程 | 855 | 1,754 | 845 | 1,751 | 10 | 3 | 99.8% | 99.8% | 100.0% |
| | 普通課程(高卒) | 8,563 | 9,297 | 60 | 61 | 8,503 | 9,236 | 95.3% | 100.0% | 95.2% |
| | 普通課程(中卒) | 385 | 412 | － | － | 385 | 412 | 99.4% | ― | 99.4% |
| 平成30年度 | 合計 | 12,541 | 16,934 | 2,868 | 5,723 | 9,673 | 11,211 | 97.4% | 99.7% | 96.7% |
| | 専門課程 | 3,253 | 5,975 | 1,963 | 3,900 | 1,290 | 2,075 | 99.5% | 99.4% | 99.6% |
| | 応用課程 | 855 | 1,766 | 845 | 1,762 | 10 | 4 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | 普通課程(高卒) | 8,083 | 8,828 | 60 | 61 | 8,023 | 8,767 | 96.1% | 98.2% | 96.1% |
| | 普通課程(中卒) | 350 | 365 | － | － | 350 | 365 | 96.9% | ― | 96.9% |
| 令和元年度 | 合計 | 13,307 | 16,403 | 2,865 | 5,692 | 10,442 | 10,711 | 96.3% | 99.1% | 95.4% |
| | 専門課程 | 3,300 | 5,920 | 1,960 | 3,895 | 1,340 | 2,025 | 98.5% | 98.8% | 98.1% |
| | 応用課程 | 855 | 1,742 | 845 | 1,740 | 10 | 2 | 99.5% | 99.5% | 100.0% |
| | 普通課程(高卒) | 8,667 | 8,404 | 60 | 57 | 8,607 | 8,347 | 94.8% | 98.2% | 94.8% |
| | 普通課程(中卒) | 485 | 337 | － | － | 485 | 337 | 96.4% | ― | 96.4% |
| 令和2年度 | 合計 | 13,402 | 15,862 | 2,875 | 5,655 | 10,527 | 10,207 | 95.5% | 99.2% | 94.4% |
| | 専門課程 | 3,380 | 5,893 | 1,965 | 3,851 | 1,415 | 2,042 | 98.1% | 99.0% | 97.2% |
| | 応用課程 | 860 | 1,755 | 850 | 1,751 | 10 | 4 | 99.4% | 99.4% | 100.0% |
| | 普通課程(高卒) | 8,516 | 7,722 | 60 | 53 | 8,456 | 7,669 | 93.7% | 100.0% | 93.6% |
| | 普通課程(中卒) | 646 | 492 | － | － | 646 | 492 | 98.0% | － | 98.0% |
| 令和3年度 | 合計 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 専門課程 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 応用課程 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 普通課程(高卒) | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 普通課程(中卒) | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

※　在学者数には前年度繰越者を含む。

※　就職率は、当年度中に訓練を修了した者の1か月後の就職状況。

**障害者訓練**

# 実施状況

（単位：人）

| | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 | 受講者数 | 就職率 |
| 障害者職業能力開発校における職業訓練 | | 1,856 | ― | 1,740 | ― | 1734 | ― | 1,536 | ― | 1,135 | ― |
| | 離職者訓練 | 1,599 | 69.2% | 1,456 | 71.1% | 1,385 | 65.8% | 1,338 | 62,4% | 1,135 | ― |
| | 在職者訓練 | 257 | ― | 284 | ― | 349 | ― | 198 | ― | ― | ― |
| 一般校における障害者職業訓練 | | 651[322] | 78.2% | 653[307] | 75.8% | 628[276] | 73.5% | 835[282] | 70.3% | ― | ― |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練 | | 3,704 | ― | 3,283 | ― | 3,063 | ― | 2,536 | ― | 740 | ― |
| | 離職者訓練 | 3,503 | 49.7% | 3,073 | 52.2% | 2,863 | 48.8% | 2,346 | 48.1% | 699 | ― |
| | 在職者訓練 | 201 | ― | 210 | ― | 200 | ― | 190 | ― | 41 | ― |
| 合　　計 | | 6,211 | ― | 5,676 | ― | 5,425 | ― | 4,907 | ― | 1,875 | ― |

（資料：定例業務統計報告、障害者委託訓練実施状況報告）

注1　就職率は、訓練修了3ヶ月後の就職状況を元に算出。

注2　一般校における障害者職業訓練の就職率は、一般校で設定している障害者対象訓練科の受講者数[カッコ内]の就職率を算出。

注3　令和3年度の受講者数は、令和3年6月末までに開始したコースの実績。（「－」の部分については、現時点では集計していない。）

注4　令和2・3年度実績については速報値であり、今後変動の可能性がある。

**求職者支援訓練**

# 実施状況

| | 認定コース数<br>① | 認定定員<br>② | 開講コース数<br>③ | 開講定員<br>④ | 受講者数<br>⑤ | 開講率<br>（③／①） | 開講コースの<br>充足率<br>（⑤／④） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年度 | 3,793 | 61,594 | 2,916 | 47,863 | 26,822 | 76.9% | 56.0% |
| 平成30年度 | 3,225 | 51,336 | 2,557 | 41,093 | 23,384 | 79.3% | 56.9% |
| 令和元年度 | 2,881 | 45,489 | 2,263 | 36,127 | 21,020 | 78.5% | 58.2% |
| 令和２年度 | 2,862 | 44,921 | 2,300 | 36,479 | 23,734 | 80.4% | 65.1% |
| 令和３年度 | 1,070 | 17,207 | 845 | 13,723 | 8,940 | 79.0% | 65.1% |

※　当該年度中に開始したコースについて集計。

※　令和3年度実績は令和3年7月開講分までの実績。

求職者支援訓練

# 受講者数（令和２年度都道府県別）

| | 合計 | 基礎コース | 実践コース |
|---|---|---|---|
| 北海道 | 1,367 | 308 | 1,059 |
| 青森県 | 234 | 125 | 109 |
| 岩手県 | 299 | 48 | 251 |
| 宮城県 | 391 | 99 | 292 |
| 秋田県 | 195 | 64 | 131 |
| 山形県 | 255 | 128 | 127 |
| 福島県 | 413 | 117 | 296 |
| 茨城県 | 464 | 168 | 296 |
| 栃木県 | 326 | 110 | 216 |
| 群馬県 | 375 | 89 | 286 |
| 埼玉県 | 337 | 40 | 297 |
| 千葉県 | 907 | 227 | 680 |
| 東京都 | 3,420 | 389 | 3,031 |
| 神奈川県 | 831 | 301 | 530 |
| 新潟県 | 272 | 34 | 238 |
| 富山県 | 137 | 23 | 114 |
| 石川県 | 65 | 17 | 48 |
| 福井県 | 169 | 23 | 146 |
| 山梨県 | 177 | 3 | 174 |
| 長野県 | 632 | 304 | 328 |
| 岐阜県 | 258 | 77 | 181 |
| 静岡県 | 358 | 70 | 288 |
| 愛知県 | 630 | 28 | 602 |
| 三重県 | 124 | 14 | 110 |
| 滋賀県 | 106 | 49 | 57 |

| | 合計 | 基礎コース | 実践コース |
|---|---|---|---|
| 京都府 | 575 | 185 | 390 |
| 大阪府 | 4,296 | 810 | 3,486 |
| 兵庫県 | 398 | 54 | 344 |
| 奈良県 | 301 | 71 | 230 |
| 和歌山県 | 320 | 135 | 185 |
| 鳥取県 | 173 | 60 | 113 |
| 島根県 | 112 | 26 | 86 |
| 岡山県 | 171 | 38 | 133 |
| 広島県 | 283 | 119 | 164 |
| 山口県 | 174 | 54 | 120 |
| 徳島県 | 263 | 108 | 155 |
| 香川県 | 276 | 168 | 108 |
| 愛媛県 | 231 | 82 | 149 |
| 高知県 | 121 | 25 | 96 |
| 福岡県 | 1,225 | 229 | 996 |
| 佐賀県 | 105 | 57 | 48 |
| 長崎県 | 223 | 100 | 123 |
| 熊本県 | 298 | 84 | 214 |
| 大分県 | 176 | 96 | 80 |
| 宮崎県 | 512 | 186 | 326 |
| 鹿児島県 | 391 | 109 | 282 |
| 沖縄県 | 368 | 187 | 181 |
| 合　計 | 23,734 | 5,838 | 17,896 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| H30合計 | 23,384 | 6,739 | 16,645 |
| R1合計 | 21,020 | 5,753 | 15,267 |

**求職者支援訓練**

# 就職状況

| | | コース数 | 受講者数 | 就職理由以外の中退者数 | ①<br>就職理由<br>中退者数 | ②<br>修了者数 | ③<br>訓練連続<br>受講者数 | ④<br>修了者等数<br>(①+②−③) | ⑤<br>就職者数 | 就職率<br>(⑤／④) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年度 | 基礎コース | 1,034 | 8,626 | 678 | 587 | 7,361 | 429 | 7,519<br>(7,311) | 4,308<br>(4,244) | 58.0% |
| | 実践コース | 2,031 | 20,146 | 2,338 | 1,800 | 16,008 | ー | 17,808<br>(17,549) | 11,511<br>(11,418) | 65.0% |
| 平成30年度 | 基礎コース | 879 | 7,163 | 572 | 461 | 6,130 | 343 | 6,248<br>(6,058) | 3,672<br>(3,615) | 59.6% |
| | 実践コース | 1,795 | 17,110 | 2,076 | 1,531 | 13,503 | ー | 15,034<br>(14,807) | 9,567<br>(9,475) | 63.9% |
| 令和元年度 | 基礎コース | 734 | 5,913 | 515 | 345 | 5,053 | 248 | 5,150<br>(4,972) | 2,853<br>(2,811) | 56.5% |
| | 実践コース | 1,623 | 15,691 | 2,011 | 1,325 | 12,355 | ー | 13,680<br>(13,454) | 8,474<br>(8,407) | 62.4% |
| 令和２年度 | 基礎コース | 508 | 4,127 | 443 | 248 | 3,436 | 179 | 3,505<br>(3,369) | 1,766<br>(1,724) | 51.2% |
| | 実践コース | 1,176 | 12,054 | 1,681 | 902 | 9,429 | ー | 10,331<br>(10,140) | 6,025<br>(5,968) | 58.9% |
| 令和３年度 | 基礎コース | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー |
| | 実践コース | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー |

※ 当年度中に終了したコース（令和2年度については令和2年12月末までに終了したコース）について集計。

※ 就職率については、以下の算定式（ただし、式の分母分子から訓練終了日において65歳以上の者を除く。）により算出。

⑤就職者数（雇用保険適用） ÷ ④修了者等数（①就職理由中退者＋②訓練修了者－③次の訓練を受講する者（基礎コースのみ））

（表中の（　）内の数値は、訓練終了日において65歳以上の者を除いた数であり、これに基づき就職率を算出。）

（参考）平成29年度から令和元年度の事業目標：雇用保険適用就職率　〔基礎コース〕55%　〔実践コース〕60%

令和２年度の事業目標：雇用保険適用就職率　〔基礎コース〕58%　〔実践コース〕63%

求職者支援訓練

# 就職率（令和２年度都道府県別実績）

| | 基礎コース | 実践コース |
|---|---|---|
| 北海道 | 50.8% | 58.8% |
| 青森 | 43.1% | 61.5% |
| 岩手 | 43.9% | 58.9% |
| 宮城 | 63.6% | 67.7% |
| 秋田 | 48.9% | 52.4% |
| 山形 | 54.2% | 59.8% |
| 福島 | 52.6% | 58.0% |
| 茨城 | 59.5% | 62.0% |
| 栃木 | 60.0% | 58.4% |
| 群馬 | 46.7% | 62.4% |
| 埼玉 | 45.5% | 42.3% |
| 千葉 | 51.8% | 58.5% |
| 東京 | 48.8% | 59.1% |
| 神奈川 | 53.2% | 55.2% |
| 新潟 | 52.9% | 61.2% |
| 富山 | 59.1% | 42.7% |
| 石川 | 66.7% | 39.5% |
| 福井 | 40.0% | 67.9% |
| 山梨 | 38.5% | 51.3% |
| 長野 | 41.1% | 60.7% |
| 岐阜 | 44.8% | 65.0% |
| 静岡 | 50.0% | 55.0% |
| 愛知 | 11.1% | 51.1% |
| 三重 | 68.8% | 62.5% |
| 滋賀 | 46.7% | 55.6% |

※　令和2年12月末までに終了したコースについて集計。

| | 基礎コース | 実践コース |
|---|---|---|
| 京都 | 52.3% | 52.9% |
| 大阪 | 46.4% | 62.4% |
| 兵庫 | 42.3% | 59.6% |
| 奈良 | 56.5% | 49.5% |
| 和歌山 | 38.6% | 51.4% |
| 鳥取 | 70.4% | 65.8% |
| 島根 | 53.8% | 62.1% |
| 岡山 | 64.7% | 69.8% |
| 広島 | 44.4% | 56.6% |
| 山口 | 61.8% | 58.9% |
| 徳島 | 59.7% | 61.9% |
| 香川 | 59.7% | 41.9% |
| 愛媛 | 44.1% | 69.9% |
| 高知 | 62.5% | 46.7% |
| 福岡 | 48.0% | 54.9% |
| 佐賀 | 43.4% | 57.1% |
| 長崎 | 40.4% | 58.4% |
| 熊本 | 50.0% | 49.6% |
| 大分 | 51.0% | 75.3% |
| 宮崎 | 65.4% | 65.8% |
| 鹿児島 | 48.6% | 60.5% |
| 沖縄 | 62.6% | 58.8% |
| 合計 | 51.2% | 58.9% |

| | | |
|---|---|---|
| H30合計 | 59.6% | 63.9% |
| R1合計 | 56.5% | 62.4% |

求職者支援訓練

# 申請・認定状況（令和２年度都道府県別）

| | 基礎コース | | | 実践コース | | | 基礎コース比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 認定上限値 | 申請数 | 認定数 | 認定上限値 | 申請数 | 認定数 | |
| 北海道 | 1,100 | 689 | 689 | 2,535 | 1,763 | 1,763 | 28% |
| 青森 | 467 | 294 | 294 | 503 | 310 | 310 | 49% |
| 岩手 | 371 | 130 | 130 | 557 | 493 | 493 | 21% |
| 宮城 | 360 | 210 | 210 | 582 | 398 | 373 | 36% |
| 秋田 | 300 | 223 | 201 | 321 | 305 | 281 | 42% |
| 山形 | 157 | 235 | 220 | 680 | 388 | 388 | 36% |
| 福島 | 600 | 267 | 252 | 705 | 508 | 508 | 33% |
| 茨城 | 435 | 309 | 309 | 751 | 538 | 538 | 36% |
| 栃木 | 405 | 286 | 247 | 481 | 574 | 461 | 35% |
| 群馬 | 583 | 229 | 229 | 596 | 516 | 493 | 32% |
| 埼玉 | 514 | 223 | 223 | 770 | 561 | 516 | 30% |
| 千葉 | 1,000 | 440 | 410 | 2,328 | 1,400 | 1,325 | 24% |
| 東京 | 1,994 | 704 | 685 | 7,976 | 5,286 | 4,493 | 13% |
| 神奈川 | 947 | 552 | 511 | 1,760 | 1,151 | 1,052 | 33% |
| 新潟 | 202 | 105 | 92 | 810 | 555 | 555 | 14% |
| 富山 | 137 | 111 | 111 | 240 | 319 | 319 | 26% |
| 石川 | 110 | 80 | 80 | 190 | 102 | 102 | 44% |
| 福井 | 195 | 117 | 117 | 301 | 249 | 249 | 32% |
| 山梨 | 164 | 47 | 47 | 380 | 363 | 333 | 12% |
| 長野 | 760 | 615 | 567 | 921 | 750 | 670 | 46% |
| 岐阜 | 300 | 130 | 130 | 460 | 289 | 289 | 31% |
| 静岡 | 190 | 134 | 134 | 738 | 631 | 631 | 18% |
| 愛知 | 425 | 154 | 154 | 991 | 871 | 871 | 15% |
| 三重 | 95 | 33 | 33 | 226 | 189 | 189 | 15% |
| 滋賀 | 120 | 123 | 123 | 180 | 149 | 149 | 45% |

| | 基礎コース | | | 実践コース | | | 基礎コース比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 認定上限値 | 申請数 | 認定数 | 認定上限値 | 申請数 | 認定数 | |
| 京都 | 696 | 369 | 369 | 875 | 707 | 677 | 35% |
| 大阪 | 2,284 | 1,836 | 1,760 | 9,130 | 5,564 | 5,315 | 25% |
| 兵庫 | 407 | 198 | 198 | 980 | 866 | 821 | 19% |
| 奈良 | 330 | 285 | 195 | 493 | 612 | 507 | 28% |
| 和歌山 | 429 | 318 | 306 | 429 | 400 | 399 | 43% |
| 鳥取 | 144 | 137 | 137 | 233 | 295 | 295 | 32% |
| 島根 | 176 | 132 | 132 | 333 | 192 | 192 | 41% |
| 岡山 | 143 | 143 | 128 | 345 | 265 | 265 | 33% |
| 広島 | 375 | 244 | 234 | 455 | 408 | 363 | 39% |
| 山口 | 207 | 120 | 120 | 400 | 220 | 220 | 35% |
| 徳島 | 278 | 201 | 201 | 482 | 266 | 256 | 44% |
| 香川 | 435 | 285 | 285 | 444 | 318 | 318 | 47% |
| 愛媛 | 280 | 135 | 135 | 418 | 357 | 357 | 27% |
| 高知 | 110 | 92 | 92 | 246 | 282 | 282 | 25% |
| 福岡 | 1,168 | 453 | 440 | 2,725 | 1,815 | 1,711 | 20% |
| 佐賀 | 240 | 79 | 79 | 270 | 160 | 160 | 33% |
| 長崎 | 365 | 320 | 290 | 382 | 343 | 302 | 49% |
| 熊本 | 224 | 260 | 260 | 524 | 528 | 513 | 34% |
| 大分 | 270 | 195 | 190 | 316 | 280 | 250 | 43% |
| 宮崎 | 726 | 469 | 440 | 1,088 | 783 | 705 | 38% |
| 鹿児島 | 485 | 235 | 235 | 729 | 519 | 504 | 32% |
| 沖縄 | 565 | 375 | 375 | 565 | 394 | 359 | 51% |
| 合計 | 22,268 | 13,321 | 12,799 | 47,844 | 34,232 | 32,122 | 28% |
| R1年度 | 16,468 | 14,766 | 13,670 | 28,836 | 36,049 | 31,819 | 30% |
| H30年度 | 19,369 | 17,784 | 15,827 | 32,741 | 41,258 | 35,509 | 31% |

※　基礎コース比率・・・認定数に占める基礎コースの割合

※　ある認定期間において認定されなかった定員及び開講されずに中止となった訓練の定員は、次の認定期間に繰り越すことが可能であり、認定数が認定上限値を上回る場合がある。

求職者支援訓練

# 申請・認定状況
# （令和２年度都道府県別・コース別／重点３分野）

| | 基礎コース | | | 実践コース | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計 | | | うち介護系 | | | うち医療事務系 | | | うち情報系 | | | | |
| | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | | |
| 北海道 | 689 | 689 | 60 | 1,763 | 1,763 | 50 | 367 | 367 | 0 | 200 | 200 | 0 | 180 | 180 | 0 | | |
| 青森 | 294 | 294 | 89 | 310 | 310 | 105 | 30 | 30 | 30 | 45 | 45 | 30 | 0 | 0 | 0 | | |
| 岩手 | 130 | 130 | 39 | 493 | 493 | 36 | 45 | 45 | 0 | 52 | 52 | 0 | 13 | 13 | 0 | | |
| 宮城 | 210 | 210 | 15 | 398 | 373 | 48 | 132 | 132 | 0 | 14 | 14 | 14 | 0 | 0 | 0 | | |
| 秋田 | 223 | 201 | 42 | 305 | 281 | 47 | 74 | 74 | 47 | 0 | 0 | 0 | 60 | 60 | 0 | | |
| 山形 | 235 | 220 | 53 | 388 | 388 | 115 | 60 | 60 | 60 | 102 | 102 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 福島 | 267 | 252 | 47 | 508 | 508 | 34 | 0 | 0 | 0 | 89 | 89 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 茨城 | 309 | 309 | 0 | 538 | 538 | 125 | 71 | 71 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 栃木 | 286 | 247 | 80 | 574 | 461 | 181 | 112 | 112 | 112 | 125 | 93 | 13 | 28 | 28 | 14 | | |
| 群馬 | 229 | 229 | 27 | 516 | 493 | 59 | 179 | 179 | 44 | 96 | 96 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 埼玉 | 223 | 223 | 112 | 561 | 516 | 255 | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 | 15 | 30 | 30 | 0 | | |
| 千葉 | 440 | 410 | 123 | 1,400 | 1,325 | 114 | 264 | 244 | 20 | 0 | 0 | 0 | 78 | 78 | 0 | | |
| 東京 | 704 | 685 | 139 | 5,286 | 4,493 | 815 | 262 | 252 | 12 | 391 | 362 | 45 | 1,054 | 867 | 55 | | |
| 神奈川 | 552 | 511 | 50 | 1,151 | 1,052 | 117 | 118 | 118 | 0 | 84 | 84 | 0 | 45 | 45 | 0 | | |
| 新潟 | 105 | 92 | 0 | 555 | 555 | 129 | 24 | 24 | 0 | 124 | 124 | 0 | 28 | 28 | 13 | | |
| 富山 | 111 | 111 | 23 | 319 | 319 | 106 | 20 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 | 40 | 40 | 10 | | |
| 石川 | 80 | 80 | 50 | 102 | 102 | 12 | 12 | 12 | 12 | 34 | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 福井 | 117 | 117 | 87 | 249 | 249 | 30 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 | | |
| 山梨 | 47 | 47 | 35 | 363 | 333 | 80 | 42 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 | 15 | | |
| 長野 | 615 | 567 | 113 | 750 | 670 | 132 | 203 | 176 | 97 | 0 | 0 | 0 | 52 | 52 | 0 | | |
| 岐阜 | 130 | 130 | 15 | 289 | 289 | 89 | 29 | 29 | 29 | 45 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 静岡 | 134 | 134 | 12 | 631 | 631 | 92 | 60 | 60 | 0 | 145 | 145 | 0 | 24 | 24 | 24 | | |
| 愛知 | 154 | 154 | 95 | 871 | 871 | 370 | 120 | 120 | 120 | 15 | 15 | 15 | 42 | 42 | 42 | | |
| 三重 | 33 | 33 | 0 | 189 | 189 | 72 | 57 | 57 | 0 | 30 | 30 | 30 | 0 | 0 | 0 | | |
| 滋賀 | 123 | 123 | 48 | 149 | 149 | 48 | 51 | 51 | 36 | 14 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

| | 基礎コース | | | 実践コース | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計 | | | うち介護系 | | | うち医療事務系 | | | うち情報系 | | | | |
| | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | 申請数 | 認定数 | うち、新規枠 | | |
| 京都 | 369 | 369 | 24 | 707 | 677 | 240 | 90 | 90 | 40 | 15 | 15 | 15 | 35 | 35 | 0 | | |
| 大阪 | 1,836 | 1,760 | 467 | 5,564 | 5,315 | 1,201 | 1,363 | 1,341 | 217 | 73 | 73 | 15 | 822 | 773 | 235 | | |
| 兵庫 | 198 | 198 | 45 | 866 | 821 | 344 | 135 | 135 | 45 | 116 | 116 | 56 | 75 | 75 | 45 | | |
| 奈良 | 285 | 195 | 150 | 612 | 507 | 105 | 150 | 90 | 45 | 75 | 75 | 15 | 0 | 0 | 0 | | |
| 和歌山 | 318 | 306 | 39 | 400 | 399 | 147 | 117 | 117 | 39 | 52 | 51 | 12 | 38 | 38 | 38 | | |
| 鳥取 | 137 | 137 | 42 | 295 | 295 | 69 | 54 | 54 | 0 | 72 | 72 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 島根 | 132 | 132 | 30 | 192 | 192 | 0 | 87 | 87 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 岡山 | 143 | 128 | 30 | 265 | 265 | 45 | 60 | 60 | 15 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 広島 | 244 | 234 | 0 | 408 | 363 | 125 | 60 | 30 | 30 | 65 | 65 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 山口 | 120 | 120 | 15 | 220 | 220 | 15 | 40 | 40 | 15 | 45 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 徳島 | 201 | 201 | 15 | 266 | 256 | 96 | 51 | 51 | 16 | 15 | 15 | 0 | 70 | 70 | 0 | | |
| 香川 | 285 | 285 | 0 | 318 | 318 | 63 | 85 | 85 | 10 | 45 | 45 | 15 | 30 | 30 | 15 | | |
| 愛媛 | 135 | 135 | 15 | 357 | 357 | 117 | 90 | 90 | 15 | 60 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 高知 | 92 | 92 | 0 | 282 | 282 | 8 | 125 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 福岡 | 453 | 440 | 0 | 1,815 | 1,711 | 377 | 259 | 185 | 15 | 90 | 90 | 30 | 242 | 242 | 0 | | |
| 佐賀 | 79 | 79 | 15 | 160 | 160 | 0 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 長崎 | 320 | 290 | 30 | 343 | 302 | 88 | 10 | 10 | 0 | 15 | 15 | 0 | 60 | 45 | 0 | | |
| 熊本 | 260 | 260 | 110 | 528 | 513 | 159 | 45 | 45 | 30 | 75 | 75 | 15 | 0 | 0 | 0 | | |
| 大分 | 195 | 190 | 15 | 280 | 250 | 60 | 180 | 150 | 30 | 60 | 60 | 30 | 0 | 0 | 0 | | |
| 宮崎 | 469 | 440 | 128 | 783 | 705 | 113 | 147 | 144 | 10 | 118 | 103 | 13 | 60 | 60 | 0 | | |
| 鹿児島 | 235 | 235 | 47 | 519 | 504 | 39 | 52 | 52 | 0 | 123 | 123 | 24 | 0 | 0 | 0 | | |
| 沖縄 | 375 | 375 | 67 | 394 | 359 | 112 | 0 | 0 | 0 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 合計 | 13,321 | 12,799 | 2,638 | 34,232 | 32,122 | 6,784 | 5,557 | 5,251 | 1,226 | 2,784 | 2,707 | 417 | 3,121 | 2,870 | 506 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R1年度 | 14,766 | 13,670 | 2,059 | 36,049 | 31,819 | 5,885 | 5,547 | 5,092 | 856 | 2,982 | 2,717 | 281 | 3,192 | 2,774 | 497 | |
| H30年度 | 17,784 | 15,827 | 2,592 | 41,258 | 35,509 | 7,365 | 6,810 | 6,227 | 829 | 3,717 | 3,249 | 573 | 3,928 | 3,180 | 832 | |

求職者支援訓練

# 認定・開講状況
# （令和２年度コース別／分野別（実践コース））

| | 全体 | 基礎コース | 実践コース | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | IT | 営業･販売･事務 | 医療事務 |
| 認定コース数 | 2,862 | 863 | 1,999 | 172 | 709 | 172 |
| 認定定員 | 44,921 | 12,799 | 32,122 | 2,870 | 10,879 | 2,707 |
| 開講コース数 | 2,300 | 683 | 1,617 | 162 | 552 | 114 |
| 中止率 | 19.6% | 20.9% | 19.1% | 5.8% | 22.1% | 33.7% |
| 開講定員 | 36,479 | 10,203 | 26,276 | 2,738 | 8,556 | 1,780 |
| 受講申込者数 | 33,127 | 7,094 | 26,033 | 3,330 | 6,815 | 1,188 |
| 応募倍率 | 0.91 | 0.70 | 0.99 | 1.22 | 0.80 | 0.67 |
| 受講者数 | 23,734 | 5,838 | 17,896 | 2,154 | 5,318 | 995 |
| 定員充足率 | 65.1% | 57.2% | 68.1% | 78.7% | 62.2% | 55.9% |

| | 実践コース | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 介護福祉 | 農林業 | 旅行･観光 | デザイン | 理美容 | その他 |
| 認定コース数 | 324 | 8 | 4 | 260 | 180 | 170 |
| 認定定員 | 5,251 | 96 | 73 | 4,770 | 2,888 | 2,588 |
| 開講コース数 | 227 | 7 | 3 | 249 | 155 | 148 |
| 中止率 | 29.9% | 12.5% | 25.0% | 4.2% | 13.9% | 12.9% |
| 開講定員 | 3,677 | 87 | 51 | 4,568 | 2,514 | 2,305 |
| 受講申込者数 | 2,745 | 60 | 18 | 7,300 | 2,187 | 2,390 |
| 応募倍率 | 0.75 | 0.69 | 0.35 | 1.60 | 0.87 | 1.04 |
| 受講者数 | 2,202 | 55 | 15 | 3,873 | 1,712 | 1,572 |
| 定員充足率 | 59.9% | 63.2% | 29.4% | 84.8% | 68.1% | 68.2% |

**求職者支援訓練**

# 就職状況
# （令和２年度コース別／分野別（実践コース））

| | コース数 | 受講者数 | 就職理由以外の中退者数 | ①就職理由中退者数 | ②修了者数 | ③訓練連続受講者数 | ④修了者等数（①＋②－③） | ⑤就職者数 | 就職率（⑤／④） | （参考）従前の就職率 | 令和元年度 就職率 | 令和元年度 従前の就職率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎コース | 508 | 4,127 | 443 | 248 | 3,436 | 179 | 3,505<br>(3,369) | 1,766<br>(1,724) | 51.2% | 69.2% | 56.5% | 72.9% |
| 実践コース | 1,176 | 12,054 | 1,681 | 902 | 9,429 | － | 10,331<br>(10,140) | 6,025<br>(5,968) | 58.9% | 74.3% | 62.4% | 78.4% |
| IT | 120 | 1,403 | 254 | 141 | 990 | － | 1,131<br>(1,124) | 620<br>(620) | 55.2% | 69.1% | 62.3% | 74.6% |
| 営業・販売・事務 | 413 | 3,762 | 411 | 347 | 3,004 | － | 3,351<br>(3,287) | 1,822<br>(1,810) | 55.1% | 69.7% | 59.8% | 74.5% |
| 医療事務 | 85 | 754 | 65 | 45 | 644 | － | 689<br>(685) | 457<br>(457) | 66.7% | 78.7% | 64.8% | 81.5% |
| 介護福祉 | 158 | 1,373 | 122 | 11 | 1,240 | － | 1,251<br>(1,177) | 907<br>(868) | 73.7% | 85.0% | 73.3% | 87.2% |
| デザイン | 180 | 2,485 | 458 | 210 | 1,817 | － | 2,027<br>(2,016) | 1,132<br>(1,129) | 56.0% | 73.9% | 60.2% | 78.0% |
| 理容・美容 | 107 | 1,107 | 182 | 46 | 855 | － | 901<br>(898) | 542<br>(542) | 60.4% | 82.0% | 64.3% | 84.9% |
| その他 | 113 | 1,170 | 189 | 102 | 879 | － | 981<br>(953) | 545<br>(542) | 56.9% | 73.5% | 62.3% | 79.5% |

※　令和2年12月末までに終了したコースについて集計。

※　就職率については、以下の算定式（ただし、式の分母分子から訓練終了日において65歳以上の者を除く。）により算出。

⑤就職者数（雇用保険適用）　÷　④修了者等数（①就職理由中退者＋②訓練修了者－③次の訓練を受講する者（基礎コースのみ））

（表中の（　）内の数値は、訓練終了日において65歳以上の者を除いた数であり、これに基づき就職率を算出。）

※「従前の就職率」とは、雇用保険適用でない就職者を含む就職率をいう。

**求職者支援訓練**

# 年齢階層及び男女比率
# （令和２年度コース別／分野別（実践コース））

| | 年齢階層 | 20歳未満 | 20歳～24歳 | 25歳～29歳 | 30歳～34歳 | 35歳～39歳 | 40歳～44歳 | 45歳～49歳 | 50歳～54歳 | 55歳～59歳 | 60歳～64歳 | 65歳以上 | 合計 | 男性 | 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 受講者数 | 487人 | 2,819人 | 3,584人 | 3,240人 | 2,678人 | 2,625人 | 2,818人 | 2,357人 | 1,620人 | 1,064人 | 442人 | 23,734人 | 6,584人 | 17,150人 |
| | 割合 | 2.1% | 11.9% | 15.1% | 13.7% | 11.3% | 11.1% | 11.9% | 9.9% | 6.8% | 4.5% | 1.9% | 100.0% | 27.7% | 72.3% |
| 基礎コース | 受講者数 | 152人 | 565人 | 527人 | 559人 | 560人 | 666人 | 815人 | 750人 | 617人 | 443人 | 184人 | 5,838人 | 1,462人 | 4,376人 |
| | 割合 | 2.6% | 9.7% | 9.0% | 9.6% | 9.6% | 11.4% | 14.0% | 12.8% | 10.6% | 7.6% | 3.2% | 100.0% | 25.0% | 75.0% |
| 実践コース | 受講者数 | 335人 | 2,254人 | 3,057人 | 2,681人 | 2,118人 | 1,959人 | 2,003人 | 1,607人 | 1,003人 | 621人 | 258人 | 17,896人 | 5,122人 | 12,774人 |
| | 割合 | 1.9% | 12.6% | 17.1% | 15.0% | 11.8% | 10.9% | 11.2% | 9.0% | 5.6% | 3.5% | 1.4% | 100.0% | 28.6% | 71.4% |
| IT | 受講者数 | 37人 | 367人 | 538人 | 480人 | 277人 | 162人 | 143人 | 76人 | 43人 | 26人 | 5人 | 2,154人 | 1,389人 | 765人 |
| | 割合 | 1.7% | 17.0% | 25.0% | 22.3% | 12.9% | 7.5% | 6.6% | 3.5% | 2.0% | 1.2% | 0.2% | 100.0% | 64.5% | 35.5% |
| 営業・販売・事務 | 受講者数 | 73人 | 420人 | 631人 | 669人 | 629人 | 714人 | 758人 | 654人 | 421人 | 243人 | 106人 | 5,318人 | 1,226人 | 4,092人 |
| | 割合 | 1.4% | 7.9% | 11.9% | 12.6% | 11.8% | 13.4% | 14.3% | 12.3% | 7.9% | 4.6% | 2.0% | 100.0% | 23.1% | 76.9% |
| 医療事務 | 受講者数 | 30人 | 140人 | 146人 | 135人 | 125人 | 152人 | 132人 | 87人 | 35人 | 10人 | 3人 | 995人 | 29人 | 966人 |
| | 割合 | 3.0% | 14.1% | 14.7% | 13.6% | 12.6% | 15.3% | 13.3% | 8.7% | 3.5% | 1.0% | 0.3% | 100.0% | 2.9% | 97.1% |
| 介護福祉 | 受講者数 | 45人 | 146人 | 143人 | 192人 | 204人 | 256人 | 356人 | 332人 | 250人 | 195人 | 83人 | 2,202人 | 812人 | 1,390人 |
| | 割合 | 2.0% | 6.6% | 6.5% | 8.7% | 9.3% | 11.6% | 16.2% | 15.1% | 11.4% | 8.9% | 3.8% | 100.0% | 36.9% | 63.1% |
| デザイン | 受講者数 | 41人 | 662人 | 1,029人 | 750人 | 516人 | 320人 | 249人 | 168人 | 94人 | 32人 | 12人 | 3,873人 | 1,112人 | 2,761人 |
| | 割合 | 1.1% | 17.1% | 26.6% | 19.4% | 13.3% | 8.3% | 6.4% | 4.3% | 2.4% | 0.8% | 0.3% | 100.0% | 28.7% | 71.3% |
| 理美容 | 受講者数 | 100人 | 361人 | 355人 | 257人 | 167人 | 167人 | 134人 | 100人 | 43人 | 22人 | 6人 | 1,712人 | 8人 | 1,704人 |
| | 割合 | 5.8% | 21.1% | 20.7% | 15.0% | 9.8% | 9.8% | 7.8% | 5.8% | 2.5% | 1.3% | 0.4% | 100.0% | 0.5% | 99.5% |
| その他 | 受講者数 | 9人 | 158人 | 215人 | 198人 | 200人 | 188人 | 231人 | 190人 | 117人 | 93人 | 43人 | 1,642人 | 546人 | 1,096人 |
| | 割合 | 0.5% | 9.6% | 13.1% | 12.1% | 12.2% | 11.4% | 14.1% | 11.6% | 7.1% | 5.7% | 2.6% | 100.0% | 33.3% | 66.7% |

求職者支援訓練

# オンライン訓練の実施状況

| | 設定コース数 | 受講者数 |
|---|---|---|
| 令和２年度 | 1 | 9 |
| 令和３年度 | 27 | 228 |

（注1） 令和3年度は令和3年7月末までに開始したコースの実績。

（注2） 令和3年2月から、同時双方向型の実施を可能とした。

## （コース例）

**Webプログラマー養成科、グラフィックデザイン科、ビジネスパソコン応用科、**
**パソコン・簿記経理科、Webマーケティング科　等**

求職者支援訓練

# 特例措置の実施状況（令和３年度）

| | 設定コース数 | | 設定定員数 | | 受講者数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **介護コース** | 116 | 100.0% | 1,943 | 100.0% | 761 | 100.0% |
| うち介護パッケージ | 49 | 42.2% | 874 | 45.0% | 424 | 55.7% |
| **短期間・短時間コース** | 165 | 100.0% | 2,589 | 100.0% | 789 | 100.0% |
| 短期間・短時間 | 84 | 50.9% | 1,266 | 48.9% | 320 | 40.6% |
| 短期間 | 40 | 24.2% | 594 | 22.9% | 218 | 27.6% |
| 短時間 | 41 | 24.8% | 729 | 28.2% | 251 | 31.8% |
| **短期間コース内訳** | 124 | 100.0% | 1,860 | 100.0% | 538 | 100.0% |
| ２週間以上１か月未満 | 25 | 20.2% | 340 | 18.3% | 79 | 14.7% |
| １か月以上２か月未満 | 29 | 23.4% | 413 | 22.2% | 92 | 17.1% |
| ２か月以上３か月未満 | 70 | 56.5% | 1,107 | 59.5% | 367 | 68.2% |
| **短時間コース内訳** | 125 | 100.0% | 1,995 | 100.0% | 571 | 100.0% |
| 60時間以上80時間未満 | 99 | 79.2% | 1,594 | 79.9% | 468 | 82.0% |
| 80時間以上100時間未満 | 26 | 20.8% | 401 | 20.1% | 103 | 18.0% |

※　令和3年7月末までに開始したコースの実績。

資料３

# 令和４年度全国職業訓練実施計画の策定に当たっての方針（案）

| | 令和３年度全国職業訓練計画 | 令和４年度計画に向けた議論のためのたたき台 |
|---|---|---|
| **１　公共職業訓練（離職者訓練）** | | |
| ①対象者数・就職率目標 | ・施設内訓練：24,000 人（うち日本版デュアルシステム 2,000 人）<br>・委託訓練:135,287 人（うち長期高度人材育成コース 9,000 人、日本版デュアルシステム 4,000 人）<br>・就職率目標：施設内訓練 80%、委託訓練 75% | ・施設内訓練：24,000 人（うち日本版デュアルシステム 2,000 人）<br>・委託訓練:121,169 人（うち長期高度人材育成コース 6,800 人、日本版デュアルシステム 4,000 人）<br>・就職率目標：施設内訓練 80%、委託訓練 75% |
| ②訓練内容 | ・離職者訓練については、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施。<br>・施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施。<br>・ものづくり分野の IOT 技術等第４次産業革命の進展に対応した職業訓練を実施。<br>・雇用のセーフティーネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所出所者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施。<br>・出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進。<br>・多様な民間教育訓練機関を活用し、育児中の女性等のリカレント教育に資する職業訓練を実施。 | ・同左<br>・同左<br>・同左<br>・同左<br>・同左<br>・同左 |

| | | |
|---|---|---|
| | ・これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者を対象として、国家資格の取得等により、正社員就職に導くことができる長期の訓練コースの実施を推進。 | ・同左 |
| | | ・デジタル化の進展に対応するため、IT 分野の訓練コースの実施を推進。 |
| | ・社会人が標準的に装備しておくべき IT 理解・活用力を習得する訓練コースの実施を推進。 | ・同左 |
| | ・新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護分野の訓練コースや、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすいよう、短期間・短時間の訓練コースの実施を推進。 | ・同左 |
| | ・このほか、地域レベルのコンソーシアムにより開発したコースの設定を促進。 | ・同左 |
| ③効果的な訓練実施のための取組 | ・産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。<br>・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。<br>・公共職業安定所との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施。<br>・訓練修了時点で就職が決まらない可能性のある受講生に対しては、訓練修了前から公共職業安定所に誘導するなど就職支援の徹底を図る。<br>・委託訓練については、就職実績に応じた委託費を支給するほか、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、産業界や地域の人材ニーズに即し | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| | た訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図る。 | |
| **２　公共職業訓練（在職者訓練）** | | |
| ① 対象者数 | ・在職者訓練：64,000 人<br>・生産性向上訓練：39,500 人 | ・在職者訓練：64,000 人<br>・生産性向上訓練：41,500 人 |
| ②訓練内容 | ・産業構造の変化、技術進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させるに真に高度な訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。<br>・IOT 技術等第４次産業革命に対応した職業訓練を実施。<br>・全国の能開法第 15 条の７第１項第４号に基づく職業能力開発促進センター等に設置した「生産性向上人材育成支援センター」による在職者訓練のコーディネートや生産性向上に必要な生産管理、ネットワークやデータ処理等の IT 利活用による業務改善や情報セキュリティ対策等を習得するための事業主支援等を行い、民間人材等を活用した在職者向けの訓練を拡充することにより、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援。<br>・70 歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施。 | 同左 |
| ③効果的な訓練実施のための取組 | ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズ等を把握した上で、ニーズに即した訓練科、実施方法により、訓練を実施。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| **３　公共職業訓練（学卒者訓練）** | | |
| ① 対象者数 | ・5,800 人（うち専門課程 4,000 人（うち日本版デュアルシステム 200 人）、応用課程 1,700 人、普通課程 100 人） | ・5,800 人（うち専門課程 4,000 人（うち日本版デュアルシステム 200 人）、応用課程 1,700 人、普通課程 100 人） |
| ② 訓練内容 | ・ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施。<br>・第４次産業革命の進展に対応するため、特に、ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練を実施。 | 同左 |
| ③ 効果的な訓練実施のための取組 | ・産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。<br>・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。<br>・低所得世帯の者に対し、経済的負担を軽減することにより、職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会の強化を図るため、支援措置を実施。 | 同左 |
| **４　公共職業訓練（障害者訓練）** | | |
| ① 対象者数 | ・6,730 人（うち委託訓練 3,800 人）<br>・就職率目標：施設内訓練 70%、委託訓練 55% | ・6,730 人（うち委託訓練 3,800 人）<br>・就職率目標：施設内訓練 70%、委託訓練 55% |
| ② 訓練内容 | ・精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れる。<br>・民間企業等に対して委託する障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースに重点を置き、精神障害者向けの訓練コース設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図 | ・同左<br>・民間企業等に対して委託する障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの訓練期間の柔軟化や委託先開拓業務等の外部委託の活用等により、精神障害者向けの訓練コース設定を促進し |

| | | |
|---|---|---|
| | り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。また、障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コースにおいて就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。<br><br>・一般の職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、精神障害者等の受入れに係るノウハウ普及・対応力強化に取り組むことにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努める。 | つつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。また、障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コースにおいて、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。<br>・同左 |
| ③効果的な訓練実施のための取組 | ・就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。<br>・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。<br>・「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）の実現に向けた取組を推進する。 | 同左 |
| **５　求職者支援訓練** | | |
| ①訓練規模・就職率目標 | ・50,582 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 87,210 人を上限とする。<br>・認定定員のうち、5,000 人については、デジタル分野において設定する。<br>・雇用保険適用就職率目標：基礎コース 58%、実践コース 63% | ・52,400 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 87,333 人を上限とする。<br>・同左<br><br>・同左 |

| | | |
|---|---|---|
| | ※平成 26 年４月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。 | |
| ②基礎と実践の割合 | 基礎コース　50%程度　・　実践コース 50%程度 | 基礎コース　40%程度　・　実践コース 60%程度 |
| ③実践コースの重点（全国共通分野） | 実践コース　訓練認定規模の 50%<br>うち全国共通分野<br>介護系<br>医療事務系<br>情報系<br>３分野の割合は、地域の実情に応じて次の範囲で設定。<br>【下限】介護:　20%程度、医療事務:5%程度、情報:10%程度 | 同左 |
| ④新規参入の上限 | 基礎コース　上限値 30%<br>実践コース　上限値 30%<br>※新規枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないが、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。 | 同左 |
| ⑤地域ニーズ枠 | ・基礎又は実践コースで少なくとも１訓練コース分を設定<br>・特定の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域について設定<br>・都道府県の訓練認定規模の 20%以内 | 同左 |
| ⑥その他 | ・デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響等により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえる。<br>・育児中の女性等で再就職を目指す者、東日本大震災の | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| | 被災者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努める。<br>・特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。 | |

資料４

# 令和３年度における全国職業訓練実施計画

令和３年４月１日

第一　総則

一　計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第１項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の７第３項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第４条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

二　計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までとする。

三　計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第二　労働市場の動向と課題等

一　労働市場の動向と課題

近年、日本経済は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢は、着実に改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和２年第１四半期の国内総生産

において戦後最大の落ち込みが生じるなど、今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響により一層注意する必要がある。

他方で、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、我が国の持続的な経済成長のためには、働き方改革の推進等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、安全で健康に働くことができる職場づくり、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引き上げのための支援、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転換・再就職支援、人材育成の強化・人材確保対策・地方創生の推進などにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

こうした中、いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、様々な課題に直面している者がおり、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

また、企業が付加価値の高い分野又は医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図ることが重要であり、そのために必要となる人材の育成を行っていけるよう、公的職業訓練のあり方を不断に見直していくことが重要である。とりわけ、Society5.0に向けた経済・社会の構造変化が進む中で、第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展による技術革新に対応する人材の育成が求められている。

このため、これらの課題等に的確に対応するため、ＩＴ理解・活用力を習得する訓練をはじめとする離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移し、フリーターの数については、令和元年で138万人と６年連続で減少している一方、フリーターと同属性の35～44歳の層は平成24年以降50万人～60万人台の水準で推移している。また、ニートである若年者もいまだ多い状況となっている。こうしたことから、今後の我が国の社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。あわせて、能開法第15条の４第１項に規定する職務経歴等記録書（以下「ジョブ・カード」という。）を活用し、若年者の職業能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進することが重要である。

また、女性については、出産・子育ての時期にある年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。

人生 100 年時代を迎え、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰及び転職が可能となるリカレント教育を拡充していくことが求められている。高齢者については、現に 60 歳を過ぎても多くの者が就業しており、年齢に関わりなくいつまでも働き続けたいという者も多い状況にある中で、70 歳までの就業機会の確保に向けて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年 法律第 68 号）の改正により、高年齢者就業確保措置に係る努力義務が規定されたこと等を踏まえれば、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発施策を一層充実させていくことが重要である。

また、我が国の基幹的な産業であるものづくり現場を支えてきた熟練技能者が、徐々に職業生活からの引退過程を迎えているため、ものづくり現場を支える熟練した技能及びこれに関する知識が若年者に円滑に継承されるよう、当該現場の戦力となる人材の育成を図ることが重要であるとともに、産業界や地域の人材ニーズに合わせて在職者の生産性の向上を図っていくことが求められる。このため、事業主等による多様な職業能力開発を一層推進するほか、公共職業能力開発施設においては、職業訓練指導員を派遣する等、事業主等による職業能力開発を支援するとともに、中小企業事業主等の人材ニーズに対応した公的職業訓練及びものづくり現場の戦力となる若年技能労働者の育成を一層推進する必要がある。

さらに、我が国の産業構造や資源には地域特性があることから、地域のニーズを踏まえた公的職業訓練を実施することが必要である。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加しており、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生 100 年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策については、母子家庭、父子家庭、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により保護を受けている世帯や生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第３条第１項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携により、母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護法第６条第１項に規定する被保護者や生活困窮者に対する職業能力開発を含めた就労支援を推進することが必要である。

二　令和２年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和２年度の新規求職者は令和２年 11 月末現在で 3,080,760 人であり、そのうち、求職者支援法第２条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和２年 11 月末現在で 1,417,183 人であった。

そうした中、令和２年度の公的職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、令和２年 11 月末現在で 73,105 人であり、求職者支援訓練については、同月末現在で 14,819 人であった。

また、令和２年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）が 82.5 パーセント、委託訓練が 66.1 パーセント、求職者支援訓練の基礎コースが 46.8 パーセント、実践コースが 57.2 パーセントであった。

注　施設内訓練は令和２年８月末までの、委託訓練は同年７月末までの訓練修了後３箇月の就職率、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは同年４月末までの訓練修了者等の訓練修了後３箇月の雇用保険適用就職率である。

さらに、在職者訓練の受講者数は、令和２年 11 月末現在で 31,476 人であり、学卒者訓練については、同年 10 月末現在で 5,758 人であった。

第三　計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする公的職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価制度、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、令和２年５月からは公共職業訓練の全ての課程について、令和３年２月からは求職者支援訓練について、同時双方向型によるオンラインによる訓練の実施を可能としたところであり、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、引き続きオンラインによる訓練の実施を推進していくこととする。

一　公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

(1)　対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、159,287 人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、24,000 人については、施設内訓練として実施するものとする。施設内訓練のうち、2,000 人については、企業実習と座

学を一体的に組み合わせた訓練（以下「日本版デュアルシステム」という。）として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、135,287 人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込める医療、情報通信分野等において充実を図るものとし、その対象者数のうち、4,000 人については実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステムとして、それぞれ実施するものとする。

就職率は施設内訓練で 80 パーセント、委託訓練で 75 パーセントを目指す。

(2)　離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会を、都道府県又は市町村が能開法第 16 条第１項又は第２項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。

施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。なお、ものづくり分野の IoT 技術等第４次産業革命の進展に対応した職業訓練の実施にも取り組む。

また、雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施するものとする。出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。あわせて、多様な民間教育訓練機関等を活用し、育児中の女性等のリカレント教育に資する職業訓練を実施し、早期就職を支援する。さらに、これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を一層推進する。

また、第４次産業革命による産業構造の変化や人材の流動化に対応するため、これから社会人として標準的に習得を求められるＩＴ理解・活用力を習得する訓練、新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護分野の訓練を推進するほか、地域レベルのコンソーシアムにより開発した職業訓練の設定促進を図る。さらに、新型コロナウイルス感染

症の影響により、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすいよう、短期間・短時間の訓練コースの設定を推進する。

(3)　効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練コースの見直しを行うものとする。離職者訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該離職者訓練の受講者に対し、公共職業安定所との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング（能開法第2条第5項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。）、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

また、安定的な雇用への円滑な移行を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期間の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

さらに、訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、都道府県労働局と都道府県等で受講者の就職状況等の共有を図り、訓練修了時点で就職が決まらない可能性のある受講生に対しては、訓練修了前から公共職業安定所に誘導するなど就職支援の徹底を図る。

委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図るものとする。

二　公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、64,000人とする。このほか、民間人材を活用した企業の生産性向上のための支援については 39,500人を対象とする。

(2)　在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。なお、第４次産業革命に対応してIoT技術等に対応した職業訓練の実施に取り組む。

また、能開法第15条の７第１項第４号に規定する職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネート、生産性向上に必要な生産管理、ネットワ

ークやデータ処理等の IT 利活用による業務改善や情報セキュリティ対策等を習得するための事業主支援等を行い、民間人材等を活用した在職者向けの訓練を拡充することにより、中小企業等の労働生産性向上等に向けた人材育成を支援する。併せて、70 歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する。

(3)　効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練コースの設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

三　公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、5,800 人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、4,000 人については専門課程による公共職業訓練として、1,700 人については応用課程による公共職業訓練として、100 人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。専門課程による公共職業訓練の対象者数のうち、200 人については、日本版デュアルシステムとして実施するものとする。

(2)　学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。なお、第４次産業革命の進展に対応するため、特に、ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練の実施にも取り組む。

(3)　効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練コースの見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。

また、低所得世帯の者に対し、経済的負担を軽減することにより、職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会の強化を図るため、学卒者訓練における支援措置を実施する。

四　障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

(1)　対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、6,730 人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、2,930 人については、施設内訓練として、3,800 人については、委託訓練として実施するものとする。

また、就職率は施設内訓練で 70 パーセント、委託訓練で 55 パーセントを目指す。

(2)　障害者等に対する公共職業訓練の内容

障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、都道府県が能開法第 16 条第１項の規定に基づき設置する職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、精神障害者等の受け入れに係るノウハウの普及や対応力の強化に取り組むことにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努める。

さらに、民間企業等に対して委託する障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースに重点を置き、精神障害者向けの訓練コース設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。また、障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コースにおいて就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

(3)　障害者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら職業訓練を推進するとともに、平成 28 年７月に取りまとめた「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）を踏まえた取組を推進する。

五　求職者支援訓練の対象者数等

(1)　対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響も懸念されることから、非正規雇用労働者や自営

廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、50,582 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 87,210 人を上限とする。認定定員のうち、5,000 人については、デジタル分野において設定するものとする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58 パーセント、実践コースで 63 パーセントを目指す。

注　平成 26 年４月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

(2)　求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

その際、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響等により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。育児中の女性等で再就職を目指す者、東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすいよう、短期間・短時間の訓練コースの設定を推進する。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ　基礎コース　訓練認定規模の 50 パーセント程度

ロ　実践コース　訓練認定規模の 50 パーセント程度

実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の３分野の割合は、地域の実情に応じて設定するものとする。ただし、実践コース全体の訓練認定規模に占める各分野の下限の目安として、介護系 20 パーセント程度、医療事務系５パーセント程度及び情報系 10 パーセント程度として設定するものとする。

より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定するものとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離

職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の 20 パーセント以内で設定をするものとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ　基礎コース　30 パーセント

ロ　実践コース　30 パーセント

注　求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、１箇月ごと又は４半期ごとに認定する（ただし、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすくなるよう設定する短期間・短時間の訓練コースは、随時の認定を可能とする。地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

イ　新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定するものとする。

ロ　イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。

注　本計画において示した内容は、全国での目標であり、地域職業訓練実施計画においては、次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

(ｲ)　都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと。

(ﾛ)　新規参入枠は右に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とすること。また、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とすること。

## 第四　公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

### 一　関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において公的職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、公的職業訓練を効果的に実施し、訓練修了

者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。また、その際、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための不断の取組が必要である。

このため、令和３年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとするほか、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキングチームを開催する。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、都道府県労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

二　公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

このほか、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して、周知を図る。

# 令和3年度地域職業訓練実施計画一覧表

資料５

| 都道府県 | 年間上限値（本省配賦） | 認定単位期間 | 基礎:実践割合 | | 新規枠 | | 基礎コース | 実践コース | | | | | | | | | 計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 基礎 | 実践 | 基礎 | 実践 | | 介護<br>実践コースに占める割合 | 医療事務<br>実践コースに占める割合 | 情報<br>実践コースに占める割合 | その他 | | | | | 計<br>実践コースに占める割合 | 共有 | |
| | | | | | | | | | | | 営業･販売･事務 | デザイン | 建設関連 | 美容 | その他 | | | |
| 01 北海道 | 3,635 | 1月(札幌)四半期(上記以外) | 30% | 70% | 30% | 30% | 1,100 | 705<br>(28%) | 250<br>(10%) | 370<br>(15%) | | | | | 1,210 | 1,210<br>(48%) | － | 2,535 | **3,635** |
| 02 青森県 | 970 | 四半期 | 48% | 52% | 30% | 30% | 467 | 75<br>(15%) | 60<br>(12%) | 51<br>(10%) | | | | | 317 | 317<br>(63%) | － | 503 | **970** |
| 03 岩手県 | 928 | 1月 | 40% | 60% | 30% | 30% | 371 | 111<br>(20%) | 28<br>(5%) | 56<br>(10%) | | | | | 362 | 362<br>(65%) | － | 557 | **928** |
| 04 宮城県 | 942 | 1月<br>(四半期検討) | 38% | 62% | 20% | 12% | 360 | 150<br>(26%) | 60<br>(10%) | 60<br>(10%) | 150 | | | | 162 | 312<br>(54%) | － | 582 | **942** |
| 05 秋田県 | 621 | 1月又は四半期 | 48% | 52% | 20% | 20% | 300 | 74<br>(23%) | 0<br>(0%) | 75<br>(23%) | | | | | 172 | 172<br>(54%) | － | 321 | **621** |
| 06 山形県 | 837 | 四半期 | 19% | 81% | 30% | 30% | 157 | 170<br>(25%) | 68<br>(10%) | 68<br>(10%) | 238 | | | | 34 | 272<br>(40%) | 102 | 680 | **837** |
| 07 福島県 | 1,305 | 四半期 | 46% | 54% | 30% | 30% | 600 | 141<br>(20%) | 87<br>(12%) | 71<br>(10%) | | | | | 406 | 406<br>(58%) | － | 705 | **1,305** |
| 08 茨城県 | 1,186 | 四半期 | 37% | 63% | 30% | 30% | 435 | 180<br>(24%) | 60<br>(8%) | 120<br>(16%) | 286 | | | | 105 | 391<br>(52%) | － | 751 | **1,186** |
| 09 栃木県 | 886 | 1月又は四半期 | 46% | 54% | 30% | 30% | 405 | 110<br>(23%) | 56<br>(12%) | 50<br>(10%) | 135 | | | | 130 | 265<br>(55%) | － | 481 | **886** |
| 10 群馬県 | 1,179 | 四半期 | 49% | 51% | 30% | 30% | 583 | 253<br>(42%) | 102<br>(17%) | 118<br>(20%) | 83 | | | | 40 | 123<br>(21%) | － | 596 | **1,179** |
| 11 埼玉県 | 1,284 | 四半期(第1四半期は1月) | 40% | 60% | 30% | 30% | 514 | 154<br>(20%) | 231<br>(30%) | 154<br>(20%) | | | | | 231 | 231<br>(30%) | － | 770 | **1,284** |
| 12 千葉県 | 3,328 | 1月 | 30% | 70% | 30% | 30% | 1,000 | 694<br>(30%) | 116<br>(5%) | 233<br>(10%) | 664 | | | | 621 | 1,285<br>(55%) | － | 2,328 | **3,328** |
| 13 東京都 | 9,970 | 1月 | 20% | 80% | 30% | 30% | 1,994 | 1,196<br>(15%) | 1,196<br>(15%) | 1,994<br>(25%) | 1,596 | | | | 1,994 | 3,590<br>(45%) | － | 7,976 | **9,970** |
| 14 神奈川県 | 2,707 | 1月 | 35% | 65% | 30% | 30% | 947 | 352<br>(20%) | 264<br>(15%) | 176<br>(10%) | | | | | 880 | 880<br>(50%) | 88 | 1,760 | **2,707** |
| 15 新潟県 | 1,012 | 四半期 | 20% | 80% | 30% | 30% | 202 | 105<br>(13%) | 160<br>(20%) | 90<br>(11%) | | | | | 455 | 455<br>(56%) | － | 810 | **1,012** |
| 16 富山県 | 377 | 四半期 | 36% | 64% | 30% | 30% | 137 | 20<br>(8%) | 10<br>(4%) | 25<br>(10%) | | | | | 185 | 185<br>(77%) | － | 240 | **377** |

# 令和3年度地域職業訓練実施計画一覧表

資料５

| 都道府県 | 年間上限値（本省配賦） | 認定単位期間 | 基礎:実践割合 | | 新規枠 | | 基礎コース | 実践コース | | | | | | | | | 計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 介護 | 医療事務 | 情報 | その他 | | | | | 計 | 共有 | |
| | | | 基礎 | 実践 | 基礎 | 実践 | | 実践コースに占める割合 | 実践コースに占める割合 | 実践コースに占める割合 | 営業･販売･事務 | デザイン | 建設関連 | 美容 | その他 | 実践コースに占める割合 | | |
| 17 石川県 | 300 | 四半期 | 37% | 63% | 30% | 30% | 110 | 30<br>(16%) | 50<br>(26%) | 20<br>(11%) | | | | | 90 | 90<br>(47%) | − | 190 | **300** |
| 18 福井県 | 496 | 四半期 | 39% | 61% | 30% | 30% | 195 | 45<br>(15%) | 30<br>(10%) | 30<br>(10%) | | | | | 196 | 196<br>(65%) | − | 301 | **496** |
| 19 山梨県 | 544 | 四半期 | 30% | 70% | 30% | 30% | 164 | 70<br>(18%) | 20<br>(5%) | 40<br>(11%) | | | | | 250 | 250<br>(66%) | − | 380 | **544** |
| 20 長野県 | 1,681 | 四半期<br>7月からは1月 | 45% | 55% | 30% | 30% | 760 | 190<br>(21%) | 41<br>(4%) | 100<br>(11%) | | | | | 590 | 590<br>(64%) | − | 921 | **1,681** |
| 21 岐阜県 | 760 | 四半期 | 39% | 61% | 30% | 30% | 300 | 90<br>(20%) | 45<br>(10%) | 60<br>(13%) | | | | | 265 | 265<br>(58%) | − | 460 | **760** |
| 22 静岡県 | 928 | 四半期 | 20% | 80% | 30% | 30% | 190 | 70<br>(9%) | 134<br>(18%) | 75<br>(10%) | | | | | 377 | 377<br>(51%) | 82 | 738 | **928** |
| 23 愛知県 | 1,416 | 四半期 | 30% | 70% | 30% | 30% | 425 | 198<br>(20%) | 50<br>(5%) | 99<br>(10%) | | | | 193 | 451 | 644<br>(65%) | − | 991 | **1,416** |
| 24 三重県 | 321 | 四半期 | 30% | 70% | 30% | 30% | 95 | 70<br>(31%) | 43<br>(19%) | 25<br>(11%) | | | | | 88 | 88<br>(39%) | − | 226 | **321** |
| 25 滋賀県 | 300 | 四半期 | 40% | 60% | 20% | 20% | 120 | 60<br>(33%) | 30<br>(17%) | 27<br>(15%) | | | | | 63 | 63<br>(35%) | − | 180 | **300** |
| 26 京都府 | 1,571 | 1月 | 44% | 56% | 30% | 30% | 696 | 180<br>(21%) | 60<br>(7%) | 90<br>(10%) | | | | | 545 | 545<br>(62%) | − | 875 | **1,571** |
| 27 大阪府 | 11,414 | 1月 | 20% | 80% | 30% | 30% | 2,284 | 1,500<br>(16%) | 720<br>(8%) | 1,600<br>(18%) | 1,605 | 1,605 | | 420 | 1,680 | 5,310<br>(58%) | − | 9,130 | **11,414** |
| 28 兵庫県 | 1,387 | 1月 | 29% | 71% | 30% | 30% | 407 | 230<br>(23%) | 100<br>(10%) | 150<br>(15%) | 265 | | | | 235 | 500<br>(51%) | − | 980 | **1,387** |
| 29 奈良県 | 823 | 四半期 | 40% | 60% | 30% | 30% | 330 | 120<br>(24%) | 90<br>(18%) | 50<br>(10%) | | | | | 233 | 233<br>(47%) | − | 493 | **823** |
| 30 和歌山県 | 858 | 四半期 | 50% | 50% | 30% | 30% | 429 | 176<br>(41%) | 45<br>(10%) | 60<br>(14%) | | | | | 148 | 148<br>(34%) | − | 429 | **858** |
| 31 鳥取県 | 377 | 四半期 | 38% | 62% | 30% | 30% | 144 | 48<br>(21%) | 48<br>(21%) | 24<br>(10%) | | | | | 113 | 113<br>(48%) | − | 233 | **377** |
| 32 島根県 | 509 | 四半期 | 35% | 65% | 30% | 30% | 176 | 90<br>(27%) | 30<br>(9%) | 60<br>(18%) | | | | | 153 | 153<br>(46%) | − | 333 | **509** |

# 令和3年度地域職業訓練実施計画一覧表

資料５

| 都道府県 | 年間上限値（本省配賦） | 認定単位期間 | 基礎:実践割合 | | 新規枠 | | 基礎コース | 実践コース | | | | | | | | | 計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 介護 | 医療事務 | 情報 | その他 | | | | | 計 | 共有 | |
| | | | 基礎 | 実践 | 基礎 | 実践 | | 実践コースに占める割合 | 実践コースに占める割合 | 実践コースに占める割合 | 営業･販売･事務 | デザイン | 建設関連 | 美容 | その他 | 実践コースに占める割合 | | |
| 33 岡山県 | 488 | 四半期 | 29% | 70% | 30% | 30% | 143 | 90 (26%) | 15 (4%) | 45 (13%) | | | | | 195 | 195 (57%) | − | 345 | **488** |
| 34 広島県 | 830 | 1月 | 45% | 55% | 20% | 20% | 375 | 45 (10%) | 115 (25%) | 90 (20%) | | | | | 205 | 205 (45%) | − | 455 | **830** |
| 35 山口県 | 607 | 四半期 | 34% | 66% | 30% | 30% | 207 | 80 (20%) | 80 (20%) | 40 (10%) | | | | | 200 | 200 (50%) | − | 400 | **607** |
| 36 徳島県 | 760 | 四半期 | 37% | 63% | 30% | 30% | 278 | 105 (22%) | 60 (12%) | 105 (22%) | | | | | 212 | 212 (44%) | − | 482 | **760** |
| 37 香川県 | 879 | 1月 | 49% | 51% | 30% | 30% | 435 | 105 (24%) | 75 (17%) | 45 (10%) | 75 | | | | 144 | 219 (49%) | − | 444 | **879** |
| 38 愛媛県 | 698 | 四半期 | 40% | 60% | 30% | 30% | 280 | 130 (31%) | 80 (19%) | 78 (19%) | | | | | 130 | 130 (31%) | − | 418 | **698** |
| 39 高知県 | 356 | 四半期 | 31% | 69% | 20% | 20% | 110 | 95 (39%) | 13 (5%) | 26 (11%) | | | | | 112 | 112 (46%) | − | 246 | **356** |
| 40 福岡県 | 3,893 | 1月 | 30% | 70% | 20% | 20% | 1,168 | 155 (6%) | 200 (7%) | 570 (21%) | | | | | 1,800 | 1,800 (66%) | − | 2,725 | **3,893** |
| 41 佐賀県 | 510 | 四半期 | 47% | 53% | 30% | 30% | 240 | 30 (11%) | 45 (17%) | 30 (11%) | 165 | | | | | 165 (61%) | − | 270 | **510** |
| 42 長崎県 | 747 | 四半期 | 49% | 51% | 30% | 30% | 365 | 79 (21%) | 30 (8%) | 60 (16%) | | | 30 | | 183 | 213 (56%) | − | 382 | **747** |
| 43 熊本県 | 748 | 四半期 | 30% | 70% | 30% | 30% | 224 | 75 (14%) | 75 (14%) | 54 (10%) | | 60 | | | 260 | 320 (61%) | − | 524 | **748** |
| 44 大分県 | 586 | 四半期 | 46% | 54% | 20% | 20% | 270 | 155 (49%) | 70 (22%) | 36 (11%) | 40 | | | | 15 | 55 (17%) | − | 316 | **586** |
| 45 宮崎県 | 1,814 | 四半期 | 40% | 60% | 20% | 20% | 726 | 225 (21%) | 87 (8%) | 120 (11%) | 267 | 105 | | | 284 | 656 (60%) | − | 1,088 | **1,814** |
| 46 鹿児島 | 1,214 | 四半期 | 40% | 60% | 30% | 30% | 485 | 147 (20%) | 147 (20%) | 73 (10%) | 160 | | | | 202 | 362 (50%) | − | 729 | **1,214** |
| 47 沖縄県 | 1,130 | 四半期 | 50% | 50% | 30% | 30% | 565 | 56 (10%) | 28 (5%) | 57 (10%) | 283 | | | | 141 | 424 (75%) | − | 565 | **1,130** |
| 合計 | **70,112** | | **32%** | **68%** | | | **22,268** | **9,229 (19%)** | **5,404 (11%)** | **7,650 (16%)** | | | | | | **25,289** | **272** | **47,844** | **70,112** |

資料６

# 令和２年度地域訓練協議会（令和２年度第２回実施分）で出された主な意見

## ○ 周知・広報について

・　新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢の悪化が懸念される中、職業訓練の重要性が改めて見直される状況にある。職業訓練を必要とする人にタイムリーに情報が届くよう、引き続き制度周知に努めていただきたい。

・　従業員の学び直しが不可欠だと言われている。様々なプログラム（離職者訓練、在職者訓練、学卒者訓練、障害者訓練等）が用意されている公的職業訓練の周知がこれまで以上に重要。

・　短期間・短時間訓練について、若者のひきこもりの対応をしている機関、シングルマザーの方たちの窓口など広く自治体への周知を進めるべき。

・　受講者募集について、県と労働局との連携がこれまで以上に必要。

## ○ ニーズを踏まえた訓練設定について

・　コロナ禍によって失職する人や収入減で転職する人が人手不足分野にスムーズに転職できる取組みをお願いしたい。

・　社会環境の変化に柔軟に適応した訓練、特にＩＴ人材の育成に力を入れていただきたい。

・　経済団体などでもＰＣなどの個別訓練やセミナーを実施している。棲み分けや補完など、職業訓練との関係性の整理が必要ではないか。

## ○ 人手不足分野・成長分野の訓練設定について

・　介護福祉分野は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受講者数が減少している。介護・福祉分野への就職支援パッケージの推進を期待。

・　中小企業は、資金面・人材面等の課題から、デジタル化への対応が遅れ、生産性が低下している。人材面での課題解決を図るため、デジタル人材の確保・養成に国と県が連携して取り組んでほしい。

・　いろいろな組織でシステム開発が必然になっているが、内部に専門家がいないので、デジタル技術で現場と現場をつなぐことのできる人材の育成は重要。

・　ＩＴ業界は、ＳＥ、ネットワークセキュリティ、サーバー管理ができる人が不足している。より高度な訓練コースを整備してもらいたい。

## ○ 受講者属性等を踏まえた訓練設定について

・　就職氷河期世代について、安定就労支援という目的のためには、「介護・建設・運輸」以外の業界への就職支援も必要ではないか。

・　子育て、介護等で一旦離職しても、再就職のチャンスとなる職業訓練があることを知ってもらうため、オンライン受講や夜間の訓練設定を増やせるとよい。

・　高齢者向けの訓練のコース設定が必要。内容的に民間より公共での対応が適切。

・　障害者にとっては、パソコン、情報系は有利であり、情報系のコースを実施していただきたい。

## ○ オンライン訓練について

・　コロナ対策や新たな情報通信技術の発達に伴うオンライン訓練の円滑な実施に向けて、引き続き関係機関等が課題を共有していくことが重要。

・　オンライン訓練の責任者の養成講座（パソコンを使用した職業訓練、研修・会議等の設定、運営の基本操作ができる者の養成）を設定していただきたい。

・　オンライン授業で質の担保ができるのか、受講者の費用負担が増えないか懸念がある。

・　受講者にはパソコン自体使えないという者もいる。また、ものづくり、介護、調理などについてはオンライン訓練は難しい。

## ○ 総論的意見について

・　人材開発については、行政、産業界、地域の活動団体、ＮＰＯ、大学等の教育機関、教育訓練機関など、様々な組織が協働しながら解決していくことがますます重要。

・　ワクチン接種がある程度進展したとしても、社会状況が簡単に好転するとは考えにくいので、今後の見通しを厳しめにみて対応策を講じることが必要。

・　コロナ禍後の新たなニーズを研究して、新カリキュラムを構築してほしい。

・　職業訓練が有効だとはっきりわかるデータがあるとよい。

# 令和２年度地域訓練協議会（第２回実施分）で出された主な意見

| | 有識者 | 産業界（労使） | 訓練実施機関 | 行政機関等 |
|---|---|---|---|---|
| １　周知・広報について | 公共職業訓練に関する広報にさらに力を入れていただきたい。（静岡） | コロナ禍での雇用環境は厳しくなっており、職業訓練の重要性が改めて発揮されるものと感じている。必要としている人へタイムリーに情報が届くよう、広報活動を引き続きお願いする。（青森） | 新型コロナウイルス感染症の影響により離職者の増加が懸念されるので、これまで以上に求職者支援訓練制度について周知していく必要がある。（茨城） | 定員充足に向けて、訓練カリキュラムや時期の調整だけでなく、受講者募集についても県と労働局との連携がこれまで以上に必要。（群馬） |
| | コロナには、負の側面のほか、移住者が加速的に増えるという面もある。移住者に対し、職業訓練があり、この土地で仕事をしていくことからサポートできることを窓口で周知したらよいのでは。（宮崎） | 高齢者雇用安定法が今年４月に改正され、高齢者を含む従業員の「学びなおし」が不可欠と言われており、企業内だけの人材育成だけでは限界があり、従業員の自立的なキャリア形成を推進していくためにも、職業訓練は、その役割がますます重要になってくる。様々な教育プログラム（離職者訓練、在職者訓練、新規学卒者訓練、障がい者訓練、能力開発セミナー等）が用意されている公的教育訓練機関の周知とPRがこれまで以上に必要。（三重） | ポリテクセンターでは、第４次産業革命関連や電気工事士の資格が取れる科は人気だが、住宅関係の科は苦戦している。職業訓練への関心が高まっているので、期待に応えられるよう、引き続き周知・広報等に力を入れていきたい。（福島） | QRコードを使用したチラシによる周知や、人が集まる場所へのポスター掲示をやめて自分のスマホなどからアクセスできる仕組みにすることなどは参考になる。（秋田） |
| | 介護・障害福祉分野への訓練パッケージは、事業主、訓練機関にも周知を行いつつ、求職者の目に触れるようお願いする。（秋田） | 生産性向上による時間外労働の削減や賃金引上げ、非正規雇用労働者・女性・若者・高年齢者・外国人材など多様な人材活用・確保は、働き方改革の推進において重要な課題となっている。「働き方改革推進支援センター」との連携による周知が効果的であると思われる。（静岡） | 短期間・短時間訓練について、若者の引きこもりの対応をしている機関、シングルマザーの方たちの窓口など広く自治体への周知を進めるべき。（愛知） | |
| | | 全国予算が多額なので、さらに効果的な周知、広報活動をすべき。たとえば、好事例紹介等。（和歌山） | ポリテク滋賀では、今年度、受講者数は大きく増えてはおらず、職業訓練現場としては定員に空きがあるということが非常にもったいないと感じている。コロナ禍での集合訓練を懸念される求職者もいるが、感染防止対策をしっかり実施しており、制度の有効な活用ができるよう、職業訓練制度の周知促進を図りたいのでご協力をお願いする。（滋賀） | |
| | | 公的職業訓練の区分・実施主体・名称等をすっきりさせた方が周知の効果も出やすくなると思う。（群馬） | | |
| | | 中小企業へより分かりやすく伝わることが望まれる。短期大学校の開校、オンライン訓練の実施等は企業経営者の意識を喚起できる機会ではないか。（静岡） | | |
| | | 若年者で職業訓練があることを知らない人達に広く周知を図ることが必要。中学・高校・大学等でも就業に対する授業や研修があると思うので、その際にハロートレーニングの広報を実施していくのはどうか。（静岡） | | |
| | | 学卒者訓練の応募者が年々減少傾向にあるが、応募者を増やす対策を取ってほしい。（新潟） | | |
| ２　ニーズを踏まえた訓練設定について | WTなどの実務者会議等を通じて、ニーズにフィットするように対応するほか、競合と協調のバランス、ベストミックスを検討し、協議会でチェックしていけばよいのでは。（和歌山） | 経協や経済団体の民間でもPCなどの個別訓練やセミナーを開催している。公共訓練全体のパイが多大であるので民間訓練等と競合関係でもあるが、協調、棲み分け、補完等の関係性の整理、バランスが必要ではないか。（和歌山） | コロナ渦によって失職する人や収入減で転職する人が、人材不足業種（必要とされる分野）へ、必要な訓練を経てスムーズに転職、定職化できるようさらなる取組をお願いする（三重） | コロナ禍で人材が不足している分野の人材育成を行う必要がある。（静岡） |
| | 第４次産業革命のような新しい経済体制への移行過程への対応に遅れがあるならば、対応方針を再考察する必要がある。（福岡） | 社会環境の変化に柔軟に適応した訓練の実施、特にIT人材の育成により力を入れて頂きたい。（群馬） | | 公共と民間の分担の明確な整理は難しい。公共は就職を希望している人を対象としているので単にスキルアップでもない。しかし今後は県全体で整理を図ることも必要とも思われる。（和歌山） |
| | 長期高度人材育成コースは、定員が実態に合わせて大幅に削減されたが、定員充足率が高い科目も一様に定員数を減らしていることから、実績をふまえた割り当てがなされても良いのではないか。（北海道） | アフターコロナのニーズに合わせた取組みが大事。（埼玉） | | 今後県外からのUIターンを考えている人が学習しながら地元の職業について知る機会になり、最終的にUIターンで就職できるというスキームができると、県内の雇用が促進されるのではないか。（鳥取） |
| | | いろいろニーズを把握した上でのコース設定、カリキュラムの設定をお願いしたい。（熊本） | | |

| | 有識者 | 産業界（労使） | 訓練実施機関 | 行政機関等 |
|---|---|---|---|---|
| 3　人手不足分野・成長分野の訓練設定について | 介護・障害福祉分野への就職支援パッケージは、公的訓練を介在させて、新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や介護・福祉分野における人材確保を支援する施策であり、推進されることを期待する。（宮城） | 離職者訓練について、人材不足の深刻な分野や、成長の見込まれる分野における人材育成に重点をおくことは喫緊の課題。コロナ禍において、離職者数は増加し、一方、介護人材は慢性的に不足している。（千葉） | 青森県では、医師会が看護協会に対し准看護師の免許を無料で取らせる企画をやっていた。現在の就労先から2年間学校へ行って、その後5年間辞めずに就業したら無料となるもので、新たなキャリアアップを目指して辞めずに資格を取得し、医療に強い介護職員を育てるという目的もあった。国でもそういった形でのキャリアアップの資格取得等を支援する動きがあってもよい。（岩手） | 介護分野は例年、受講者数が低調な分野であり、令和2年度においては、コロナ禍の影響もあって、さらに受講者数が減少している。令和3年度は「雇用と福祉の連携」の取組みにより、ハローワークの職業相談窓口をはじめ、人材確保コーナーやわかもの向け相談窓口等において、介護分野の訓練の受講を積極的に案内するとともに、貸付金制度の周知を行い、受講者数の確保に努めることとしている。また、訓練終了後は訓練機関等と連携し、きめ細やかな就職支援を行う。さらに、受講者数や就職率の検証を行い、コース内容の見直しなどを関係機関に働きかけていきたい。（福岡） |
| | 介護福祉分野は、新型コロナウイルスの影響もあり、受講者数はさらに減少している。介護福祉分野は、今後も人手不足が懸念される重要な分野であることから、コース内容について、「雇用と福祉の連携」との関連も含み、整合性、体系性の観点からの検討をお願いする。今後、社協との連携により受講者数が増加したとしても、コース内容が就職率の向上にどれだけ寄与するかについての検証が必要ではないか。（福岡） | 長期高度人材育成コース及びIT、医療、デザインなど、今後、人材育成にとって重要な分野の充実を図ることが大切。（東京） | 核家族が増加しており、他のコミュニティー（家族単位）との関わりが希薄になっている。高齢者の介護を目にする機会も減っている。介護に対するイメージ（3K、8K）が先行しており、就職先には薦められない、家族の反対もあり就職先に選ばれないこともあると聞く。より低年齢時に身近な職業としてとらえられるようになればと思う。（山形） | 介護については、景気が悪くなると、ある意味「固い仕事」と認識され、男性の受講生が増える傾向にある。介護の訓練については、男性も女性も受講される訓練と認識している。（京都） |
| | 福祉・介護の資格を取る学生もいるが、働く処遇の面に不平、不満を持っている。給与面・待遇面が仕事の内容に少し割に合わないという評価をしており、実際の職業として選択するか疑問。介護職へ働く評価を考え直していく必要があるのではないか。（富山 ） | 介護・障害福祉分野への就職支援パッケージについては、人材確保の上でも有効なものとなると思うので関係機関との連携の上、積極的に実施していってもらいたい。（佐賀） | 新型コロナウイルスの影響で、web会議が増加している。更なるコンピュータ関連の高度な人材育成に力を入れていただきたい。（岡山） | ICT関係の人材が不足するという予測もあり、今後の成長産業分野を補うことができる実践的な訓練内容のコースが設定されるとよい。（栃木） |
| | いろいろな組織で、システム開発が必然になっているが、内部に専門家がいないということが状況にあるので、デジタルの技術で現場と現場を繋ぐことのできる人材の育成は重要。（愛知） | 介護の訓練については、コロナによるコースの中止や受講しても途中でリタイヤしてしまう等の状況にある。訓練を修了した方は、ある程度就職するが、充足率は低い。外国人技能実習生等の受け入れも県の措置、緊急事態宣言後、全く入れない状況である。（富山 ） | 今後の成長が期待できるIT業界であるが、IT系の専門学校ではより高度なスキルの育成を求められている。特にネットワーク系の需要が高い状況であり、より高い技術を指導することも必要。（福岡） | IT分野では高度な知識技能を持った人材が求められているため、需要に応えられる人材が育成できるような訓練内容に見直していくことなどを関係機関に働きかけていく。（福岡） |
| | IT分野の就職率は、基礎コース及び実践コースともに低い。これは、基礎コースは初心者向けで易しすぎる、実践コースは難しいために途中で脱落するといったことが考えられないか。即戦力になるためのコース内容とするため、基礎コースと実践コースの内容について検討の余地がある（→　実践コースについて能力別にクラス分けするためには、制度の見直し等が必要となると思われるため、本省に意見を伝えたい、旨労働局より回答）。（福岡） | 長期高度人材育成コースにおいて、介護分野を中心としたコース設定となっているが、人材不足である保育士のコースがあってもいいのではないか。（徳島） | 第4次産業革命に対応した訓練として、IT関係は大事だと思う。初心者レベルから高いレベルまで訓練設定されているのか。（大阪） | ITのための人材というよりは、製造業以外の福祉のような分野でも簡単なITのスキルと現場を繋げるような人が出てくるとよい。（愛知） |
| | 「中高年向け（IT）」コースについては、訓練受講を促すため、必要であれば名称変更も検討してはどうか。（石川） | 新型コロナウイルスの影響による離職者を介護・障害福祉分野への人材確保に向けられるようご努力をお願いする。（千葉） | 建設業はあまり目を向けられる方が少ない業種だが、技術指導の仕組みや技能検定の受講勧奨などをやっていかなければならないと思っている。（熊本） | ITリテラシーについても訓練カリキュラムの中に取り入れていく必要がある。（静岡） |
| | デザイン分野（webデザイナー等）は定員増にもかかわらず受講者数は急増している。今後、産業構造の変化等の関係からさらなる増加が予想されるが、多くの受講者が訓練を受けられる体制になっているか。（福岡） | 県で設ける奨励金は、人材不足分野に誘導するという点でその一助となるもの。建設、運輸分野以外にも介護分野に対してもサポートして欲しい。また、事務の求職者が多い中で、求人が少ないという状況が続いていることから、これらの者にインセンティブを与えて人材不足分野に移動させていくということも考えて欲しい（秋田） | | |
| | | ITやデジタル技術は、すべての訓練で必要だと思うので、そこにポイントを置いた訓練カリキュラムを進めていただきたい。（石川） | | |
| | | コロナ対策としてテレワークやリモート会議が一般化し、政府の進める押印廃止による業務のデジタル化に対応するためには、ITに精通した人材の確保が財政力や人材に不足する中小企業にとっては重要な課題となっている。（千葉） | | |
| | | デジタル化の取り組みを支援する職員の確保、養成を県や国が連携して取り組んでいただきたい。（高知） | | |

| | 有識者 | 産業界（労使） | 訓練実施機関 | 行政機関等 |
|---|---|---|---|---|
| | | 多くの中小企業においては、資金面・人材面等の課題からデジタル化への対応が遅れ、生産性が低下している状況にある。人材面での課題解決を図るため、ICT利活用等を習得するための支援メニューを強化するなど、中小企業の生産性向上に向けた人材を育成していただきたい。（茨城） | | |
| | | 中小・小規模事業者のICT活用・DXによる生産性向上が課題となっている。引き続き、この分野の訓練定員の維持・拡大をお願いする。（兵庫） | | |
| | | IT人材と一口に言ってもデジタル人材やDX人材など厳密に言うと同じものではなくそれぞれ違いがあるので、そこを整理しながら、訓練や教育をやっていく必要がある。（愛知） | | |
| | | デジタル関係で新潟県の場合はSE、ネットワークセキュリティが出来る人、サーバー管理が出来る人が不足しており、それらの人を育てる必要があるため、高度な訓練コースを整備してもらいたい。（新潟） | | |
| **4　受講者属性等を踏まえた訓練設定について** | 生活困窮者については、市の生活保護窓口に来たりハローワークに来所する人はまだ「みえている状態」なので対策の講じようがあるが、そうではない「見えない生活困窮者」をいかに見つけて支援を行うかが重要。各ハローワークと市町村の福祉担当窓口や民生委員とも連携して、求職者支援訓練を含む生活困窮者支援に取り組んでほしい。（三重） | 就職氷河期世代への支援は積極的に行ってもらいたいものの、特化した支援で良いのかとの判断も難しい。慢性的・構造的な人材不足を考えると、求職者支援訓練そのものの枠組みを緩和する等の施策も必要と考える。（群馬） | 就職氷河期世代の支援が重要課題となっている一方、訓練の定員割れが続く状況にある。訓練受講後の正社員実現に向けて訓練受講を進めていくことにより、一人でも多くの定員充足・正社員化実現できるのではないか。職業安定機関と訓練機関のさらなる連携を期待する。（山口） | 就職氷河期世代向けの訓練については、令和2年度に実施した各訓練コースでの課題や評価が高かった取組等について情報共有し、次年度以降の訓練カリキュラムに反映させていくことが大事。（群馬） |
| | コミュニケーション能力の向上、SDGsに関する学習、多様性に関する学習（特にジェンダーギャップについて等）の講義も入れていただきたい。（岡山） | 就職氷河期世代の就業ニーズは把握しているのか。就職率の高い業界、安定就労支援という目的のためには、「介護・建設・運輸」以外の業界への支援も必要ではないか。（群馬） | 子育て、介護等で一旦離職しても再就職のチャンスとなる職業訓練があることを知ってもらいたい。そのためにも、受講しやすい訓練を増やしていくのがよい（例えば、外出が難しい人にオンライン受講や夜間の訓練設定）。（静岡） | |
| | 新しい技術を習得しようとしたときに女性が求めるものについて受講者アンケートをとるなど、女性に対して暖かい制度であるとよい。（熊本） | 「就職氷河期」対策が含まれているが、同様に若い世代などの引きこもりも対象とすべき。（和歌山） | コロナ渦で我が国のデジタル化への遅れが顕著化した。遠隔授業で訓練を受講できることも必要だが、Withコロナ、アフターコロナの時代に子育てしながら安心して働ける、そうした働き方ができるような取組をお願いする（三重） | |
| | | ハロートレーニングメニューに高齢者能力開発訓練の明確な表示がないが、コース設定が必要。また、内容的に民間よりも公共での対応が適切。（和歌山） | | |
| | | ジェンダー平等が社会の共通認識となり、また、障害者雇用率も引き上げられており、障害者訓練の重要性が増えている。精神障害者も増加しており、多様な分野やコースの利用ができるよう間口を広げ、受講者数の増加とスキルアップを図ってほしい。（静岡） | | |
| | | 障がいをお持ちの方にとっては、パソコン、情報系は非常に有利。情報系IT系のコースをやって頂きたい。（熊本） | | |
| **5　オンライン訓練について** | オンラインによる講義は、職業訓練に限らず大学などの教育機関でも今後の課題となっている。コロナ対策や新たな情報通信技術の発達に伴うオンライン訓練の円滑な実施に向けて、引き続き関係機関等が課題を共有していくことが重要。（鹿児島・沖縄） | 令和3年度以降もコロナ禍の影響が続くと予想され、研修・訓練の在り方についてもウィズコロナ時代に則した実施方法、開催方法が要請されると思われるが、オンライン研修とリアル訓練を組合わせた効果の上がるカリキュラムの編成・工夫を令和3年度の取組で実施いただきたい。（神奈川） | オンライン訓練が実現可能になった事は、時代に即した推進と評価する。（神奈川） | オンライン訓練でも20％以上通所しないといけないということだが、コロナの影響で東京の人材流出が進む中、地方に流入してもらうにはチャンスだと思うので、そういったところ（要件緩和）も検討してみてはどうか。（鳥取） |
| | コロナ禍により雇用状況が厳しさを増している中、職業訓練と就職支援は従前以上に重要となっている。利用できる方法は可能な限り試みていく必要があり、同時双方向型のオンラインによる職業訓練が令和3年2月から求職者支援訓練にも認められるようになったのは望ましい措置であると考える。（静岡） | オンラインによる訓練は、感染防止や地域的なハンディの解消にもつながるため、実施が増えればと思う。（福岡） | オンライン訓練については、施設内のものづくり訓練を中心に環境を整備しながら、可能なものから順次進めている。委託訓練については、訓練実施施設と受講者との調整により訓練開始の際にオンラインで実施すると事前に周知したものに関して行っていく。障害者訓練については、機器を整えているが、座学をどのように行っていくかを検討中である。オンライン訓練の実施にあたっては課題もある。（鹿児島） | 京都府では、オンライン訓練、e-ラーニング訓練はまだこれからの段階。府立校の訓練生260名に3月までにモバイルパソコン・タブレットを配布。オンライン訓練のため条例も改正。他府県もこれから、という状況。障害者校の場合、障害者が対応できるかが心配なので研修をしていきたい。オンラインにふさわしいコンテンツを作りたい。施設内訓練は、厚生労働省からの指示でリアルタイムの同時双方向型、委託訓練は要領にあるオンデマンド型のe-ラーニング訓練を検討している。（京都） |

| | 有識者 | 産業界（労使） | 訓練実施機関 | 行政機関等 |
|---|---|---|---|---|
| | 今後はオンライン訓練がさらに増加し、必要となることが想定されるため、こうした訓練の責任者養成講座（パソコンを使用した職業訓練や、研修・会議等の設定及び運営の基本操作が出来る者の養成）を設定いただきたい。（千葉） | コロナ禍のもとで集合での訓練が出来ないことが想定されることから、オンラインの効果的な活用で参加者を増やせるようお願いしたい。（山形） | 専修学校協会の学校でもコロナ禍で様々な対応をしている。リアルタイムでないと単位としては認められないが、Youtubeで授業の動画を流したところ、好きな時間に見返して勉強できるため、好評だった。これからどうなるか分からないが、多くの訓練生が上手く訓練を受講できるようにしてほしい。（京都） | ポリテクには100台近くパソコンが入ったばかり。今年度は指導員が慣れるため、仮想で教室を2つに分ける、受講生を2グループに分ける等、全科では無理だが、数回行っていく。出欠管理も課題。通信環境が良くなく、通信が途切れる。基本的に、ポリテクでは、緊急事態宣言中にオンライン訓練を行うこととしており、そのために日頃から徐々に行っていく。（京都） |
| | 訓練施設の誰もがオンライン訓練の準備・設営と訓練受講の教材作りが出来るよう、こうした人員の配置を検討してはどうか。（千葉） | WEBでも対応できる内容の訓練コースもあるようなので、コロナ禍にあることも考慮して、オンライン対応等を検討し、より応募し易いコースの設定をお願いしたい。（岩手） | 専門学校ではオンラインはかなり進んでいるが、公共訓練の場合、一番の問題は受講生のITスキルで、どのような条件の方が受講できるのかというセグメントが入ってくると公共職業訓練としてオンラインはどうなのか、特にITを初めてやる方は検討事項だと考える。（新潟） | オンライン訓練の問題点として、雇用保険や給付金を受給しながら受講する場合の出席確認が出来るのか、就職支援はHWに来てもらうということでよいのか、など考えていかないといけない。（京都） |
| | オンライン訓練実施にあたり、訓練風景をオンラインで配信可能なミニスタジオや撮影用カメラ等を設置するなどの予算措置をお願いしたい。（千葉） | 座学はオンライン訓練で実施して、（実技を伴う）集合訓練では多数の受講者を密集させたのではコロナウイルス対策上意味がないように思われるので、受講者を午前・午後に分けたり、複数の日を設定したりして分割で実施するなどの工夫をしたほうが良い（鹿児島） | 専修学校は料理とか介護の授業はオンラインは難しい。座学であっても、環境を整えるのは大変。県外の講師を招く場合は、講師はオンライン、生徒は教室に集まってという手法。リモート授業も徐々に進んではいる。（福井） | オンライン訓練は、実施の方向で検討するべきとの声も出ているが、横浜の訓練施設の設備状況では困難であり、委託訓練に頼ることになる。（神奈川） |
| | オンラインシステムを使って取り組む場合は特に注意が必要。相手の顔が見えないので理解度が把握できない。双方向の仕組みをどのように持ち込むのかというところに大きな課題がある。（鳥取） | オンライン授業について、ニーズを十分聞き取って臨機応変にできるものはしていただいて、受講生の状況によってできないのは理解できるが、それに対しての支援ができるように要望していただければと思う。（鳥取） | 当方は医療事務の講座が主だが、会社との会議はリモート、講師の研修もリモートで行っている。受講生は座学で通う人は減り、家庭で通信で受ける人が増えている。リモート学習も考えないといけないが、年齢が上がると利用が難しい。全体で全員が利用となると難しいかと思う。（福井） | パソコン自体が触れないという訓練生もたくさんいる。オンラインにそぐうものとそぐわないものがあるので、可能なものは整備していく。ものづくりの職業訓練については、なかなか難しい部分もある。（鳥取） |
| | コロナ禍において、リモートで実施可能な訓練と、リモートでは不可能な訓練（実技や演習、実習が必要な訓練）を整理してはどうか。（千葉） | | オンライン授業においての質の確保ができるのか。また受講者のパソコンの有無、Wi-Fi契約の有無等での費用負担が増えないか。（福岡） | |
| | この1年間、大学でもオンライン授業を行ったが、リアルタイムだと通信機器の不具合があると授業が受けられないので、同時に授業を動画で流し学生が見る場合と、後からオンデマンドで見られる時に見るという2つのタイプを用意した。（京都） | | | |
| | オンラインを進めていくことは必要だが、全てを行うことは出来ず、受講者も受け入れられる方と、そうでない方がいて、全体として職業訓練をどのような形とするかは行政で決めていかなければならない（新潟） | | | |
| 6　総論的意見について | 応募倍率、定員充足率が例年低下しているのは、景気やコロナが原因ではないと思う。日本経済が第4次産業革命のように新しい経済体制へ移行する過程であると考えるならば、訓練内容についての対応の遅れが原因なのではないか。（福岡） | コロナ禍で求職者が減少した背景の1つに、転職控えがあるのではないか。景気が落ち込んでいる時は、仕事もなるべく変わりたくないもの。支援訓練の受講者数への影響は継続するのではないか。（山形） | ワクチン接種がある程度進展したとしても、社会の状況はそう簡単に好転するとは考えにくく、今後の見通しを厳しめにみて対応策を講じることが重要。（山形） | コロナ禍において雇用情勢が不透明感を増す中、公共訓練のセーフティネットの役割が重要視されていくことから、様々な方策を打つことが大切なときである。一丸となって取り組んで行かなければならない。（岐阜） |
| | 文字通りの非常な状況下であり、しかも労働市場に大ショックが到来するのはこれからと思われ、まさしく公的職業訓練と職業紹介等の事業の正念場となる。それゆえ、当初「計画」にかかわらず、地域訓練事業の大幅な拡充強化等を機動的かつ柔軟に実施してほしい。（神奈川） | コロナウイルスの感染拡大で、公的訓練に限らず、あらゆる機会が制約された1年だった。求職者支援訓練の一部中止、公共職業訓練の就職率低下は好ましいことではないものの、いたしかたなかったと受け止めている。（山形） | 有効求人倍率は前月比プラス推移しているものの、景気判断の多くは新型コロナウイルス感染症の影響により依然厳しい状況にあり、雇用情勢に応じた機動的な職業訓練の実施が望まれている。（山形） | 雇用調整助成金や休業支援金などの特例措置で雇用が維持されているが、少なくとも来年度中には、段階的に支給額は減っていくと考えられ、雇用を維持できないところが出てくるほか、働いている人たち自身も、この機会に自分のスキルアップをしてできれば正社員という動きが急に出てくるのではないかと思っている。それを勘案すると、雇用のセーフティーネットとして、人数を増として設定しておくのはよいことだと思う。（佐賀） |
| | 「求職者支援訓練」の使命が重大になると予想され、機動的かつ柔軟に、また受講者らの実情等に即して実施可能とすべく、制度運営や環境整備を大幅強化が望まれる。そのため、専門学校等の実施機関サイドとの密な連携協力、援助を、労働行政、JEED等が積極的に担ってほしい。（神奈川） | その時々の受講者数の動向により、訓練実施規模が増減するのはやむを得ないが、受講者数が減少する場合であっても、ぜひ内容重視、訓練品質重視で進めていただきたい。（神奈川） | コロナ禍においての訓練実施計画は、今までの流れの継承だけではなく、コロナ禍後の新たなニーズを研究して、令和3年度以降の新カリキュラムを構築して頂きたい。（群馬） | 生産性向上人材育成支援センター業務は、今後とも雇用への支援を充実させる役割として、必要なスキルの指導を継続していただきたい（山形） |
| | 人材開発や能力開発をどのように進めていくかは、行政組織はもちろん、産業界、地域の活動団体、NPO法人、大学等の教育機関、教育訓練機関等々、様々な組織が協働しながら解決していくことがますます重要になってくる。（滋賀） | 新型コロナウィルス感染症の影響の長期化が予想される中、セーフティーネットとしての「求職者支援訓練」の柔軟で機動的な運用を要望いたします。（神奈川） | 訓練の機会を増やしたにもかかわらず、結果として、求職者数が想定以下で開講中止もあったが、雇用情勢の悪化を見込んでの当初の訓練計画を大きく超える認定をしたことは、求職者の就職の選択肢の幅を広げることに結びついたのではないか。（山形） | 離職者については、コロナ禍で転職を恐れているのか、先行きの不透明感からか、安易な自己都合の離職者は減っている。事業所理由の離職者も減っている。雇用は維持されていると感じる。全国的には訓練の受講者数は減少している。コロナ禍で訓練実施をやめる機関が出ているのだろう。（福井） |

| | 有識者 | 産業界（労使） | 訓練実施機関 | 行政機関等 |
|---|---|---|---|---|
| | 職業訓練が有効というのがはっきりとわかるようなデータがあるといいと思うので、引き続きお願いしたい。（大阪） | コロナ禍で接触機会そのものが減少し、これまでの手続きが進まない等推進活動にも影響を及ぼしていると思う。しかし、一番不安に思っているのは、相談者・受講者であり、今後も利用者の立場に立った、取り組みとなるよう希望する。（青森） | コロナウイルス感染拡大による各方面への影響は大きいものがあった。応募者減及び定員充足率低下は当然の現象と思う。（群馬） | 説明会参加者アンケートでは、「役に立った」と答える割合が高く高評価であるが、受けたいと思う訓練がなかったと答えた方も少数ながらいるため、どのようなニーズがあるかを把握できるとよい。（栃木） |
| | 令和2年度のハロートレーニングは、コロナ禍の影響を強く受けているため、単純に数値を比較することではなく、コロナ禍の中で出来たこと、出来なかったことをきっちり整理しておいたほうが良い。（奈良） | 短期・短時間訓練について、シフト制で働く在職者については労働者と職場との意思統一が図られるのかが見えないと働きながら訓練を受けるということの理解は難しいのでは。また、求人側はより高度な資格を求める傾向にあり、短期間・短時間の訓練ではそのような資格を取れるというわけでもなく、受講者の確保は難しいのではないか。（秋田） | 高卒者の就職内定率は、都市への不安から県内希望者は下落率は低い。学卒以外の者の就職戦線は依然として厳しいものになってくることが予想され、資格取得等の対策が益々重要になってくると思う。（山形） | 県として、職員の技術系人材の確保が困難な状況にあって、短大卒の上級職受験が可能となったことを工科短期大学校のPRに積極的に活用していきたい。<br>（長野） |
| | 公共の労働政策による職業訓練は「働き方改革」の観点からもSDGsに関連しているので、そのような社会的インパクトに対して、適切な指標及び分析に基づく評価測定の重要性をコミットできるものがあっても良いのでは。（和歌山） | 在籍出向でも、あらかじめスキルを身につけておいた方が活きる。スキルが無いと受け入れづらい。（福島） | 機構本部指示数、特に生産性向上支援訓練の指示数の増加は大変だろうが、数にとらわれ過ぎないよう、地道な訓練になるようお願いする。（山形） | |
| | 18歳年齢の人口が縮小していく中、大学の持っている知見をどのように社会的にフィードバックしていくのかということから考えると、リカレント教育が大きな目玉になってくると考えている。（愛知） | 雇用調整助成金で雇用も維持されているが、働くものにとっては、離職しないことが大前提となるので、在籍出向している方が受けやすい職業訓練の支援があればいい（新潟） | 離職者訓練については、就職が難しくなっており、ハローワークとより連携して就職に結びつける必要がある。現在、管轄ハローワークと連携を図っているが、引き続きお願いしたい。また、職業訓練は有効な手段と考えているので、訓練へのあっせんについても引き続きお願いしたい。（大阪） | |
| | 令和3年度採用分より、工科短期大学校から県職員の技術系上級職の受験が可能となり、高専・短大とともに学生確保のためのPR材料になると、大変喜んでいる。（長野） | 安易な失業手当風な性格は、今後の役割を果たせない。今後につながらない給付金や一時金の支給は再検討が必要。（埼玉） | 訓練がどれくらい効果が得られるかは業種間でばらつきはあるが、受講生の適性を見極めて意欲を喚起しながら実施していくことが必要。（秋田） | |
| | | | 原則、学卒は普通課程、離職者は短期課程となっているが、実態は両課程とも定員割れとなっている訓練科が多い。原則は維持しながら、定員を満たすまでは、普通課程・短期課程に拘らず受け入れるとするのはどうか。（山口） | |

参考資料１

# 第２６回中央訓練協議会出席者名簿

令和３年９月30日（木）13:00～15:00
（ Ｗｅｂ 会 議 開 催 ）

（敬称略）

【労使団体】

佐久間（さくま） 一浩（かずひろ） 全国中小企業団体中央会事務局次長・労働政策部長

仁平（にだいら） 章（あきら） 日本労働組合総連合会総合政策推進局長

平田（ひらた） 充（みつる） 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部統括主幹

杉崎（すぎさき） 友則（ともので） 日本商工会議所産業政策第二部担当部長

【教育訓練関係団体】

関口（せきぐち） 正雄（まさお） 全国専修学校各種学校総連合会常任理事総務委員会委員長

森（もり） 信介（しんすけ） 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会専務理事

（代理出席：北村（きたむら） 俊幸（としゆき） 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会副会長）

【学識経験者】

○ 藤村（ふじむら） 博之（ひろゆき） 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授

堀（ほり） 有喜衣（ゆきえ） 独立行政法人労働政策研究・研修機構人材育成部門副統括研究員

【訓練認定事務実施機関】

青田（あおた） 光紀（みつのり） 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長

【政府】

厚生労働省 小林（こばやし） 人材開発統括官

岡崎（おかざき） 審議官（人材開発担当）

黒澤（くろさわ） 人材開発統括官付人材開発総務担当参事官

宇野（うの） 人材開発統括官付人材開発政策担当参事官

黒田（くろだ） 人材開発統括官付政策企画室長

平川（ひらかわ） 人材開発統括官付訓練企画室長

津崎（つざき） 人材開発統括官付特別支援室長

本多（ほんだ） 審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携、外国人雇用、就労支援連携担当）

安蒜（あんびる） 職業安定局総務課訓練受講者支援室長

文部科学省　岡（おか）　総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長

（代理出席：舟木（ふなき） 生涯学習推進課専修学校教育振興室専門官）

農林水産省　平山（ひらやま） 経営局就農・女性課長

（代理出席：若松（わかまつ） 経営局就農・女性課経営専門官）

経済産業省　島津（しまづ） 経済産業政策局産業人材課長

国土交通省　瀬田（せた） 海事局船員政策課雇用対策室長

観光庁　田渕（たぶち） 参事官（観光人材政策）

（代理出席：細川（ほそかわ） 参事官（観光人材政策）付課長補佐）

（オブザーバー）

公益社団法人全国老人保健施設協会　大矢（おおや） 総務部情報管理課長

一般社団法人全国農業会議所　鈴木（すずき） 農業人材対策担当部長

社会福祉法人全国社会福祉協議会　鈴木（すずき） 法人振興部長

※　○は座長。

参考資料２

# 中央訓練協議会開催要綱

１　趣旨

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して、適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、新規の成長や雇用吸収の見込まれる産業分野における人材ニーズを的確に踏まえ、職業訓練の実効ある展開に資するため、公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の重点分野及びその実施規模、人材が定着・能力発揮できる環境整備の方策等について検討する中央訓練協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

２　構成

（１）協議会の構成は、別紙のとおりとする。
（２）人材開発統括官は、構成員の中から座長を依頼する。
（３）協議会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

３　ワーキングチーム

協議会は、必要に応じ、産業分野ごとのワーキングチームを設置・開催することができる。

４　協議事項

（１）全国における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること
（２）公的職業訓練の効果的な実施に関すること
（３）その他必要な事項に関すること

５　庶務

協議会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室において処理する。

６　その他

協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、厚生労働省人材開発統括官が定める。

（別紙）

# 中央訓練協議会構成員

令和３年９月６日時点

【労使団体】

佐久間　一浩　全国中小企業団体中央会事務局次長・労働政策部長
仁　平　　章　日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平　田　　充　一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部統括主幹
杉 崎　友 則　日本商工会議所産業政策第二部担当部長

【教育訓練関係団体】

関 口　正 雄　全国専修学校各種学校総連合会常任理事総務委員会委員長
森　　信　介　一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会専務理事

【学識経験者】

○ 藤 村　博 之　法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
堀　有 喜 衣　独立行政法人労働政策研究・研修機構人材育成部門副統括研究員

【地方自治体】

河 島　幸 一　京都府商工労働観光部企画調整理事兼副部長

【訓練認定事務実施機関】

青 田　光 紀　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長

【政府】

厚 生 労 働 省
文 部 科 学 省
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省
観　光　庁
環　境　省

（オブザーバー）

業種別団体（情報通信、介護・福祉、農業の団体等）

（敬称略）

※　○は座長。構成員・オブザーバーについては、今後、追加もあり得る。

# 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

育児や就業等の事情により決まった日時に職業訓練を受講することが困難な者が職業訓練を受けやすくするため、認定職業訓練の実践コースにおいて、eラーニングコース（実施日が特定されていない科目を含む職業訓練をいう。以下同じ。）を実施すること等を可能とする。

## eラーニングコース以外の実践コース

### 訓練の認定基準

（1）訓練の対象者
　特定求職者であって公共職業安定所長の指示をうけたもの等（特定求職者等）であること。

（2）訓練期間及び訓練時間
　訓練期間は原則として3月以上6月以下、訓練時間は原則として月100時間以上かつ1日当たり5時間以上6時間以下であること。

（3）欠格の基準となる就職率　35%

### 認定職業訓練実施奨励金の支給基準

（1）受講要件
　訓練実施日の8割以上とする。

（2）28日未満の支給単位期間
　訓練実施日数に日額単価を乗じた額等の奨励金を支給する。

（3）付加奨励金の支給基準
　就職率が35%以上60%未満　修了者1人当たり月1万円
　就職率が60%以上　修了者1人当たり月2万円

## eラーニングコース

育児中など特に配慮を必要とする特定求職者等であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの（※）であること。

（※）①育児・介護中の者、②通所可能な範囲に訓練実施機関がない者、③在職中の者等、特に配慮を必要とする者　（対象者については、業務取扱要領において規定。③は令和4年度末までの暫定措置）。

訓練期間は2月以上6月以下、訓練時間は月80時間以上（令和4年度末までは月60時間以上）であること。

（注）eラーニングコースではない実践コースについても、育児・介護中等の特定求職者等については、訓練期間を2月以上6月以下とする。

訓練期間が2月以上3月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満であるものに限り、
欠格の基準となる就職率　30%

（注）令和4年度末までの暫定措置。

訓練実施機関が定める時間数の8割以上とする。

土日祝日を除いた支給単位期間の日数に日額単価を乗じた額等の奨励金を支給する。

訓練期間が2月以上3月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満であるものに限り、
　就職率が30%以上55%未満　修了者1人当たり月1万円
　就職率が55%以上　修了者1人当たり月2万円

（注）付加奨励金の支給基準については、令和4年度末までの暫定措置。

公布日：令和3年9月28日　施行日：令和3年10月1日

# 求職者支援制度の周知・広報について

参考資料４

## （利用者目線に立った積極的な周知・広報）

- 厚生労働省ホームページのリニューアル
- 求職者支援制度のわかりやすいリーフレットの作成、周知
- 各分野の訓練コースについて、訓練内容のほか、訓練修了生の声・就職先・就職率等を盛り込んだリーフレットの作成、周知
- 上記のリーフレットを活用したハローワークでの制度活用の働きかけ

## （政府広報を活用した周知・広報）

- バナー広告などを活用した周知、広報
- 動画を活用した制度の分かりやすい解説による周知、広報

## （生活困窮者の支援機関等と連携した周知・広報）

- 社会福祉協議会、自立相談支援機関での、ハローワーク職員による出張相談、説明会などの実施
- 社会福祉協議会、自立相談支援機関のホームページへの周知用バナーの掲載（協力依頼）
- 地域若者サポートステーションのホームページへの周知用バナーの掲載や制度情報のSNSによる発信（協力依頼）

## （SNSを活用したプッシュ型広報の強化）

- 厚生労働省のSNS、首相官邸メルマガなどによる制度情報の定期的な発信
- 厚生労働省、労働局、ハローワークのSNSによる、訓練コースの募集開始情報などの発信

## （民間サイト、雑誌などによる周知、広報）

- 民間求人サイト、求人情報誌などに周知用バナーや制度情報などを掲載（協力依頼）

（各種バナー）

（厚生労働省ホームページ）

スマートフォンで見やすいようにリニューアル

（求職者支援制度 リーフレット）

再就職や転職を目指す皆さまへ

## 求職者支援制度のご案内

**月10万円 給付金** ＋ **無料の 職業訓練** ＋ **就職 サポート**

### ■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

### ■ 主な対象者の方は？

| 給付金を受けて訓練を受講する方 | |
|---|---|
| 離職者 | 雇用保険の適用がなかった離職者の方<br>フリーランス・自営業を廃業した方<br>雇用保険の受給が終了した方など |
| 在職者 | 一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など |
| **給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）** | |
| 離職者 | 親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など<br>（親と同居している学卒未就職の方など） |
| 在職者 | 働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など） |

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030412訓01

### ■ 制度活用の主な要件

（訓練受講の要件）
- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

（給付金の支給要件）
- 本人収入が月8万円以下［シフト制で働く方などは月12万円以下（令和4年3月末までの特例）］
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する（やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する）
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

### ■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

| | |
|---|---|
| 基礎 | ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など |
| ＩＴ | WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など |
| 営業・販売・事務 | OA経理事務科、営業販売科など |
| 医療事務 | 医療・介護事務科、調剤事務科など |
| 介護福祉 | 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など |
| デザイン | 広告・DTPクリエーター科、WEBデザイナー科など |
| その他 | ３次元CAD活用科、ネイリスト養成科など |

- 訓練期間は2か月から6か月（＊）
  ＊ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和3年度末までの特例）
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

［修了者の声］

介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらえたので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索

求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

［所在地・連絡先］ ［制度の詳細］ ［制度の紹介動画］

（デジタル分野の訓練 リーフレット）

ハロートレーニング ―急がば学べ―　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

就職につながる

## 「デジタル分野の職業訓練（求職者支援訓練）」を受講しませんか

事務、WEBデザイン、プログラミングなど
就職活動に生かせる様々な訓練コースがあります

受講料無料　初心者OK　就職支援充実

受講後、活躍する女性が増えています！

| | |
|---|---|
| 女性受講率（※）令和元年度 | 72.9% |
| 女性就職率（※）令和元年度 | 79.2% |

※デジタル分野を含む全てのコースの実績

訓練修了生の声

**未経験者でも大丈夫**
自宅にパソコンがなく、訓練を受けるまでほとんどパソコンを触ったことがありませんでしたが、訓練で学んだ書類の作成方法やデータの入力方法などを活かして、OA事務員として働いています。（パソコン基礎系 訓練修了生）

**他業種からの転職も**
以前は飲食店で接客業をしていましたが、「パソコンのスキルを身につけてIT関係の仕事をしたい」と思ったため、求職者支援訓練を受講しました。訓練で実務に必要な知識を学び、通販会社へ就職することができました。今はホームページのデザインなどの業務を行っています。（WEBデザイン系 訓練修了生）

**託児サービス付きのコースも**
子供を安心して施設に預けられて、訓練に集中することができました。（託児サービス利用 訓練修了生）

※ 訓練コース例は裏面をご覧ください

▶受講の申し込みはハローワークへ！

- 要件を満たす場合、求職者支援制度の生活支援の給付金（月10万円）を受けながら、訓練を受講することができます。
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。

［所在地・連絡先］　求職者支援訓練　［制度の詳細］

- 受講料はテキスト代などの実費を除き無料です。
- 受講者の方、お一人につき一台、パソコンをご用意しています。
- デジタル分野等の民間資格等の取得を目指すひとり親の方には、要件を満たす場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村にご相談ください。

LL030414開訓01

## デジタル分野 訓練コース例

- デジタル分野以外にも、理容・美容関連分野や介護・医療福祉分野など、希望職種に応じた様々な訓練コースがあります。
- 育児等と両立しやすい、訓練期間が１か月未満や、１日の訓練時間が３時間程度の短期・短時間特例訓練コースもあります。
- 託児サービスの利用が可能なコースもあります。
- オンラインによる受講が可能なコースもあります。

| 事務系コース | |
|---|---|
| コース | ・オフィスワーク基礎科<br>・ビジネスアプリケーション基礎科<br>・OA事務（表計算実務）科　など |
| 内容 | パソコンをあまり触ったことがない方向けのコースです。<br>電源の入れ方やマウス、キーボード操作などの基本的なパソコン操作方法を習得します。<br>一般的なオフィスソフト（マイクロソフト社のOfficeソフト等）の操作方法を習得し、ビジネス文書や帳票の作成や、簡単なWEBページの更新ができることを目指します。 |
| 取得できる資格 | 日商PC検定<br>MOS<br>コンピュータサービス技能評価試験　など |
| 就職先 | 調剤薬局の事務、情報処理企業の秘書、法律事務所や税理士事務所の受付など |

| WEBデザイン系コース | |
|---|---|
| コース | ・WEBデザイナー養成科<br>・WEBクリエイター養成科　など |
| 内容 | HTMLコーディング、CSSコーディング、Java Scriptプログラミングなど、WEBページの制作に欠かせない知識を習得し、WEBの企画、制作、デザインの基本作業ができることを目指します。 |
| 取得できる資格 | Illustratorクリエイター能力認定試験スタンダード<br>WEBクリエイター能力認定試験エキスパート　など |
| 就職先 | オンラインショップ運営会社、スマートフォンアプリ開発会社、WEB制作会社など |

| プログラミング系コース | |
|---|---|
| コース | ・WEBアプリケーションプログラマー養成科<br>・スマートフォンアプリケーションプログラマー養成（Java言語）科<br>・ソフトウェアプログラマー養成（Python言語）科<br>・ネットワークエンジニア科　など |
| 内容 | ハードウェア、ソフトウェア、プログラミング言語などの知識を学びます。<br>ソフトウェアの構造設計や、基本設計書に基づいたソフトウェアの開発ができることを目指します。<br>コースによっては機械学習やAIなどを学びます。 |
| 取得できる資格 | Javaプログラミング能力検定<br>Oracle Certified Java Programmer<br>基本情報技術者試験　など |
| 就職先 | WEB開発会社、ソフトウェア開発会社、ソーシャルゲーム会社　など |

（介護分野の訓練 リーフレット）

ハロートレーニング ―急がば学べ―　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

就職につながる

## 「介護分野の職業訓練（求職者支援訓練）」を受講しませんか

介護・生活援助など就職活動に生かせる様々な訓練コースがあります

受講料無料　初心者OK　就職支援充実　就職に役立つ資格取得

| | |
|---|---|
| 就職率 | 73.3% |
| 男女別受講割合 | 男性 39%<br>女性 61% |
| 年齢別受講割合 | 10～20歳代 14%<br>30～40歳代 46%<br>50～60歳代 40% |

（数字はすべて令和元年度実績）

訓練修了生の声

**未経験者でも大丈夫**
通常より短い期間での訓練でしたが、知識・技術に関する基礎・基本を工夫して教えていただきました。新型コロナウイルスの影響で、実習先が確保できるかどうか懸念されましたが、事業所の厚意で実習ができ、貴重な経験となりました。また、現場で働く訓練卒業生の声も大変役に立ちました。（介護福祉士人材育成早期就職科（訓練期間２か月）修了生）

**他業種からの転職も**
受講内容が想像していた以上に盛り沢山で充実していました。年齢的にも最年長であり、知力・体力ともに、習得していく大変さはありましたが、10代～50代の幅広い年齢層の受講生仲間に恵まれたお陰で、相互の励ましあいにより乗り越えることができました。（介護職員養成科（訓練期間３か月）修了生）

**幅広い年齢層の方が受講**
**託児サービス付きのコースも**
新型コロナウイルスの影響で予定していた転職が白紙となり、困っていた時に求職者支援訓練を知りました。６か月も朝から晩まで勉強できるのか？子供の体調や学校行事の都合で欠席することになり、訓練に付いていけなくなるのでは？と不安もありましたが、終わってみたら、クラスの雰囲気も良く、あっという間でした。介護の仕事に対する印象が良い方にガラッと変わりました。（介護福祉士実務者研修養成科（訓練期間６か月）修了生）

▶受講の申し込みはハローワークへ！

- 要件を満たす場合、求職者支援制度の生活支援の給付金（月10万円）を受けながら、訓練を受講することができます。
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。

※ 訓練コース例などは裏面をご覧ください。

［所在地・連絡先］　［制度の詳細］　求職者支援訓練

- 受講料はテキスト代などの実費を除き無料です。
- 介護分野等の資格の取得を目指すひとり親の方には、要件を満たす場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村にご相談ください。
- 介護のお仕事に就職するための準備経費に掛かる費用について、要件を満たす場合、介護分野就職支援金（最大20万円）をお貸しします。貸付金は２年間介護職員の業務に従事することで、返還が全額免除されます。詳しくは、お住いの（都道府県）社会福祉協議会福祉人材センターにご相談ください。

LL030519開訓01

**介護の仕事に資格は必要？**
特別な資格をもっていなくても、介護分野で働くことはできますが、より良い介護サービスを提供するため、介護の知識や技術を身に付けた人を希望する介護施設や事業所が増えています。
介護施設や事業所によっては、給与面でプラスになる場合もあります。

| 訓練コース例 | |
|---|---|
| コース | **●介護職員初任者養成科（介護職員初任者研修コース）**<br>「介護職員初任者研修」とは、介護の仕事をするうえで、必要となる知識や技術を身に付けるための研修です。なお、介護職員初任者研修修了者は、介護福祉士実務者研修を受ける際に、一部科目が免除となります。<br>**●介護実務者養成科（介護福祉士実務者研修コース）**<br>「介護福祉士実務者研修」とは、介護職員初任者研修に比べて、より実践的な知識・技術を学ぶ研修です。なお、介護福祉士実務者研修修了＋実務経験３年で、介護福祉士国家資格の受験資格が得られます。<br>**●生活援助従事者養成科（生活援助従事者研修コース）**<br>「生活援助従事者研修」とは、訪問介護員の職務のうち、生活援助サービス（掃除・洗濯・調理など）について学ぶ研修です。<br>※「介護職員初任者・実務者研修」と「生活援助従事者研修」の違い<br>「介護職員初任者・実務者研修」が、身体介護（移動・排泄・食事などの介助）や生活援助（掃除・洗濯・調理など）など、介護分野で働く方全般に向けた内容であるのに対し、「生活援助従事者研修」は、訪問介護職の業務のうち、生活援助（掃除・洗濯・調理など）について学びます。 |
| 内容 | 施設介護員として医療施設、福祉施設、老人福祉施設等において入所者と通所者に対する入浴、排泄、食事等の介護に必要な知識・技術に加えて、訪問介護による食事・洗濯・炊事・買い物などの日常生活の自立支援に必要な知識・技術を学びます。 |
| 取得できる資格 | 介護職員初任者研修<br>介護福祉士実務者研修<br>生活援助従事者研修 |
| 就職先 | 医療施設、福祉施設、老人福祉施設 |

| 就職先での主な職務・仕事内容 | |
|---|---|
| 訪問介護職 | 介護認定を受けている個人の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体の世話・食事・洗濯・炊事・買い物などの日常生活の自立支援をする仕事に従事します。 |
| 施設介護員 | 医療施設、福祉施設、老人福祉施設等において、入所者及び通所者に対する入浴、排泄、食事等の介護をする仕事に従事します。 |

- 介護分野以外にも、デジタル分野や医療事務分野など、希望職種に応じた様々な訓練コースがあります。
- 育児等と両立しやすい、訓練期間が１か月未満や、１日の訓練時間が３時間程度の短期・短時間特例訓練コースもあります。
- 託児サービスの利用が可能なコースもあります。
- 訓練実施施設の見学が可能なコースもあります。
- 受講者の方の就業先の希望（特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護など）に沿った、職場見学、職場体験、企業実習が可能な訓練コースもあります。